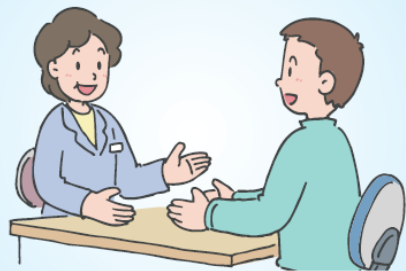




高浜町障害者基本計画

- ・ 第6期障害福祉計画
- ・ 第2期障害児福祉計画



令和3年3月
高浜町



ごあいさつ



わが国では「障害者基本法」や「障害者差別解消法」等の障がい福祉に関する法整備が進められ、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら地域生活を共にする地域共生社会の実現が推進されています。

本町では、2014年度(平成26年度)に「高浜町障害者基本計画」を、2017年度(平成29年度)には「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、基本理念である「心豊かな暮らしを支えるきめ細やかな障がい福祉のまち」の実現をめざし、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

この度、障がいのある人を取り巻く現状分析、障がい当事者の方々へのアンケート調査や関係団体の方々へのヒアリング等を踏まえ、障がい福祉施策の基本項目を総合的、体系的に定めた「障害者基本計画」と、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を定めた「第6期障害福祉計画」、障がい児の健やかな育成のための障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制等の確保を定めた「第2期障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

本計画では、引き続き、障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を除去するために、個々の障がいのある人の困難さを解消する多様な支援の充実に努め、「心豊かな暮らしを支えるきめ細やかな障がい福祉のまち」をめざしてまいりますので、皆さまの御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な立場から貴重な御意見や御提言をいただきました、高浜町福祉3計画策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査やヒアリング調査等に御協力をいただきました、住民の皆さまや関係団体の皆さまに心より御礼申し上げます。

令和3年3月

高浜町長 野瀬 豊

目次

◆ 第1章 計画策定にあたって ◆	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 障がい福祉に関する法律・制度等の動向	2
3. 計画の概要	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の位置付け	5
6. 計画の進行管理	6
7. 計画の策定体制	7
8. 計画の基本理念・基本目標	8
9. 基本的な視点	9
◆ 第2章 障がいのある人を取り巻く現状 ◆	10
1. 人口の動向	10
2. 障がいのある人を取り巻く現状	11
3. 成果目標の達成状況	18
4. 障害福祉サービス等の状況	24
◆ 第3章 障がいのある人の意識とニーズ ◆	30
◆ 第4章 障害者基本計画 ◆	52
1. 施策の方向	52
2. 施策体系	53
3. 重点施策の方向	54
4. 具体的な取り組み	56
◆ 第5章 第6期障害福祉計画 ◆	75
1. 基本方針	75
2. 2023年度（令和5年度）の数値目標	77
3. 障害福祉サービスの見込量	81
4. 地域生活支援事業の見込量	89
◆ 第6章 第2期障害児福祉計画 ◆	96
1. 2023年度（令和5年度）の数値目標	96
2. 障害児福祉サービスの見込量	97
◆ 資料編 ◆	99
1. 高浜町福祉3計画策定委員会設置要綱	99
2. 高浜町福祉3計画策定委員会委員名簿	101
3. 計画の策定経過	103

◆ 第1章 計画策定にあたって ◆

1. 計画策定の趣旨

わが国では「障害者基本法」や「障害者差別解消法」等の障がい福祉に関する法整備が進められており、2016年（平成28年）5月には、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました（2018年（平成30年）4月1日施行）。この法律においては、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応をするため、支援の充実を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が求められています。

高浜町では、前回計画として2015年（平成27年）3月に「高浜町障害者基本計画」（2015年度（平成27年度）～2020年度（令和2年度）の6年間）を、2018年（平成30年）3月には「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」（2018年度（平成30年度）～2020年度（令和2年度）の3年間）を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

この度計画改定年度を迎え、障がいのある人に対するアンケート結果や障がいのある人を取りまく課題を踏まえて、「障害者基本計画」「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。

※本計画における「障がい者」等の「がい」の字の表記については、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等に用いられるものに関しては、そのまま「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

2. 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

■障がい福祉に関する動向

	障害者基本計画	障害福祉計画
障 が い 福 祉 に 関 す る 動 向	障害者基本法の改正 2011年(平成23年)8月 ○目的と理念の改正・強化 ・基本的人権の尊重 ・障がい者・障がいの定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ○個別分野の追加と既存分野の強化 【新設】療育、防災および防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮 等	障害者総合支援法の施行 2013年(平成25年)4月 ○障がい者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障がいにより行動障がいのある人を追加 ○共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し 障害者総合支援法の改正 2016年(平成28年)6月公布・2018年(平成30年)4月施行 ○障がい者の望む地域生活の支援 ・自立生活援助、就労定着支援等 ・高齢障がい者の介護保険サービス利用円滑化 ○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
		障害児福祉計画
		児童福祉法の改正 2016年(平成28年)6月公布・2018年(平成30年)4月施行 ○障がい児支援のニーズの多様化への対応 ・居宅訪問による発達支援 ・障害児福祉計画の策定 等
	障がい福祉全般	
	障害者虐待防止法の施行 2012年(平成24年)10月 ○障がい者虐待の防止と虐待の早期発見・対応と再発防止等の取り組みを規定	障害者差別解消法の施行 2016年(平成28年)4月 ○障害者基本法に定めた「差別の禁止」の規定を具体化 ・地方自治体における差別的取扱いの禁止 等
	発達障害者支援法改正2016年(平成28年)8月 ○発達障がい者が「切れ目のない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮等を求める ○障がいの定義と発達障がいへの理解の促進 ○生活全般にわたる支援の促進 等	障害者雇用促進法の一部改正 2019年(平成31年)3月閣議決定、一部を除き2020年(令和2年)4月施行 ○障がい者の活躍の場の拡大、国および地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握 等

3. 計画の概要

【策定の根拠法および計画内容】

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障がい者施策の基本的方向性について定める計画 (第4次計画は令和4年度まで) ※国	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)

(1) 障害者基本計画

「障害者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の基本方針や目標を総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための最も基本的な計画です。

(2) 障害福祉計画

「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定されるものです。

(3) 障害児福祉計画

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づき、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定されるものです。「障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する「障害福祉計画」と一体のものとして策定することができるため、本町においても一体的に策定いたします。

4. 計画の期間

「障害者基本計画」は2021年度（令和3年度）から2026年度（令和8年度）までの6年間、「障害福祉計画および障害児福祉計画」は、2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度）までの3年間とします。また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。

【計画の期間】

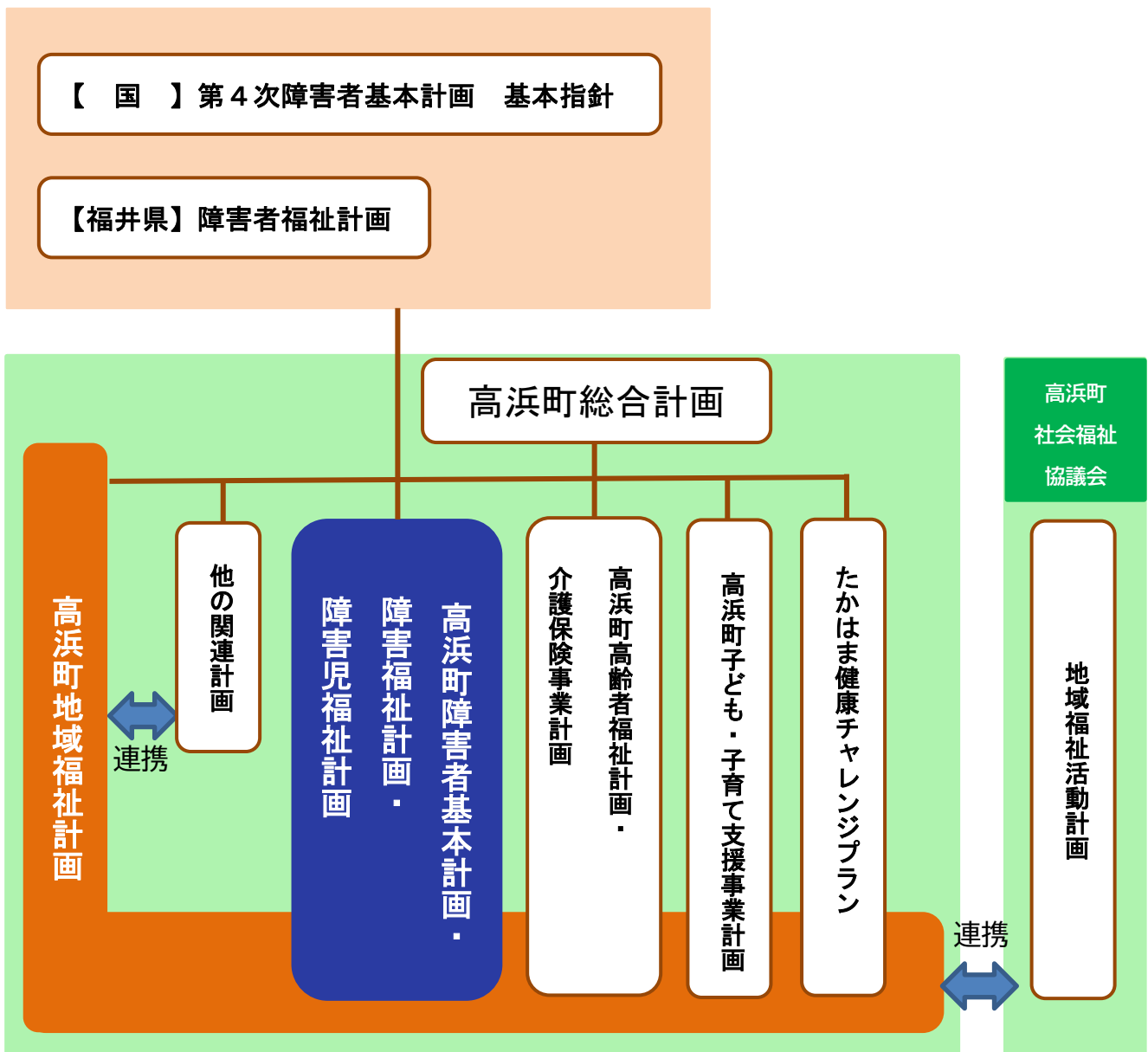
2018年度 （平成 30年度）	2019年度 （令和 元年度）	2020年度 （令和 2年度）	2021年度 （令和 3年度）	2022年度 （令和 4年度）	2023年度 （令和 5年度）	2024年度 （令和 6年度）	2025年度 （令和 7年度）	2026年度 （令和 8年度）
障害者基本計画			障害者基本計画					
		見直し						
第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
		見直し			見直し			
第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		
		見直し			見直し			

5. 計画の位置付け

計画の策定にあたっては、国の「第4次障害者基本計画」・「基本指針」および「福井県障害者福祉計画」等と整合性を図りながら、「高浜町総合計画」、「高浜町地域福祉計画」、「高浜町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「高浜町子ども・子育て支援事業計画」等と調和した計画として策定するものです。

なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は一体的なものとして策定します。

■計画の位置付け



6. 計画の進行管理

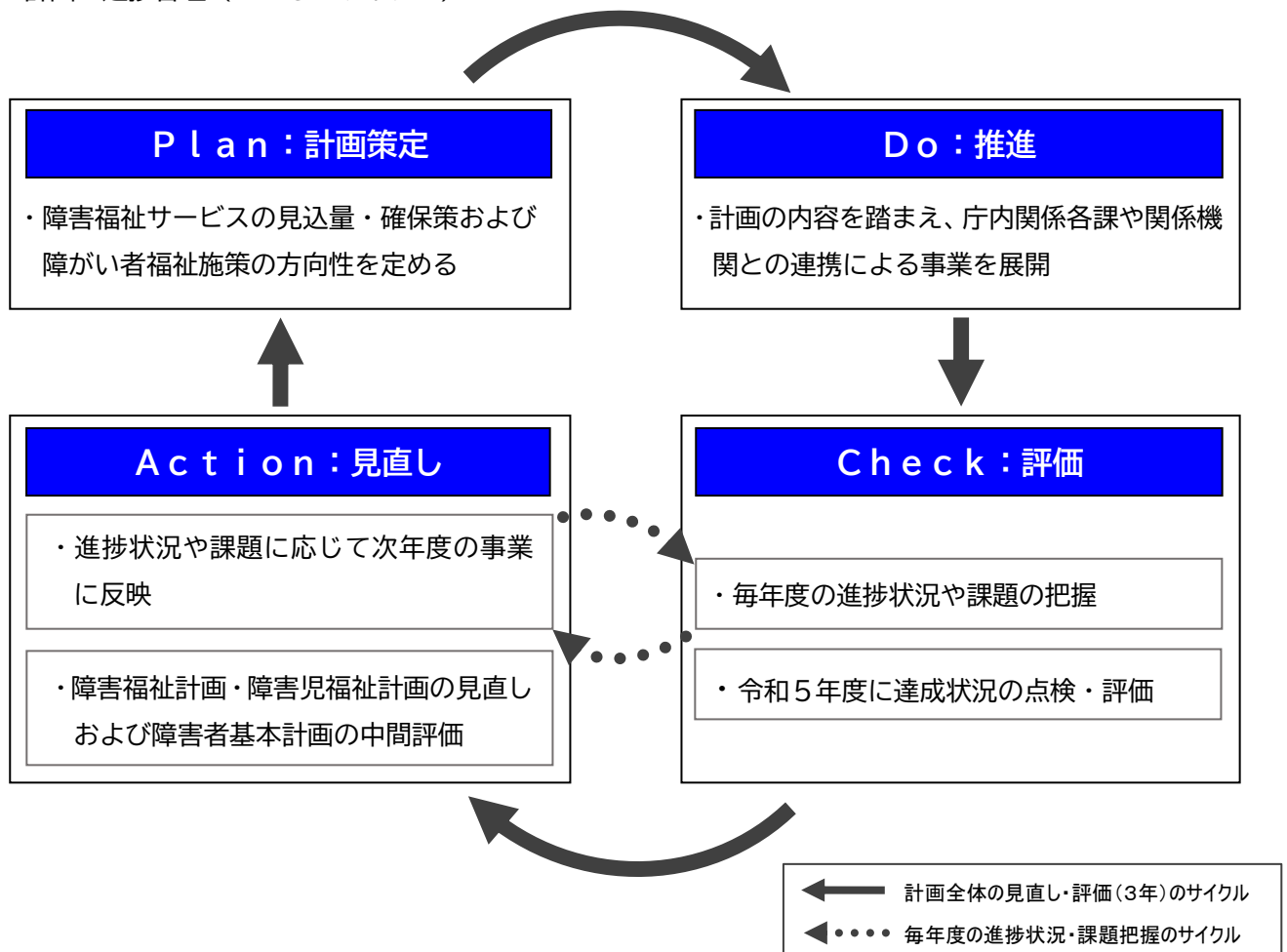
「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、達成状況の点検および評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映します。

毎年度の進捗状況や課題の把握については、庁内における各種施策・事業の実施状況の確認や、庁内関係部署や関係機関等との情報の共有を図り、必要に応じて次年度以降の事業の実施に反映していきます。

また、若狭地区障害児・者自立支援協議会（小浜市・おおい町・高浜町）において、若狭地域としての課題の共有化を行い、課題解決に向けた情報交換や研究等に努めます。

第6期障害福祉計画が終了する2023年度（令和5年度）には、障害福祉サービスの成果目標や活動指標の見直しを行うため、策定委員会および関係各課による調整会議を実施し、次期計画の策定を行います。なお、障害者基本計画においても、同時期に中間評価を行い、必要に応じて計画を見直し、より効果的に推進していきます。

■計画の進捗管理（PDCAサイクル）



7. 計画の策定体制

(1) 策定委員会、策定部会での審議

計画策定にあたっては、福祉3計画策定委員会全体会内に補助機関として障害者福祉計画部会を設置し、アンケート調査やヒアリング調査等の結果、障害福祉サービスの事業量、計画書の内容等について検討しました。

(2) アンケート調査の実施

アンケート調査を実施し、障がいのある人の生活状況やニーズ、近年の障がい者福祉施策の動向等を把握しました。

■調査設計

調査対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳保持者 ・療育手帳保持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ・自立支援医療（精神通院）受給者証保持者（手帳なし） ・障害児通所サービス受給者（手帳なし） ・特別児童扶養手当受給者（手帳なし） <p style="text-align: center;">※手帳の複数保持等の重複者を除く</p>
配布数	597件
抽出方法	手帳所持者等全数抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	2020年（令和2年）7月15日～8月4日

■回収数

配布数 A	回収数 B	回収率	
		有効回収数 C	有効回収率 C/A
597	306	305	51.1%

(3) ヒアリング調査等の実施

高浜町地域福祉計画策定にあたり、障がい者関係団体を含む各種団体に対してグループ形式で意見を聴取しました。

(4) パブリックコメント(意見公募)の実施

本計画の策定にあたり、町のホームページ等において情報公開を行い、広く町民の方から意見を公募しました。

8. 計画の基本理念・基本目標

障害者基本法の基本的な考え方である以下の基本理念および基本目標を本計画においても継承し、障がい者福祉施策の一層の充実に取り組んでいきます。

【基本理念】

「ノーマライゼーション※」およびその実現を支える「ソーシャル・インクルージョン※」の理念のもと、障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として心豊かに暮らせることができる共生のまちをめざします。

※ノーマライゼーション…障がいのある人もない人もお互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

※ソーシャル・インクルージョン…社会的包含、自立生活上何らかの支援を必要としている人々を、社会の構成員として社会連帯の中に包み込み、健康で文化的な生活が営めるようにしようとする考え方

【基本目標】

心豊かな暮らしを支えるきめ細やかな障がい福祉のまち

障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を除去するために、個々の障がいのある人の困難さを解消する多様な支援の充実に努め、心豊かな暮らしを支えるきめ細やかな障がい福祉のまちをめざします。

9. 基本的な視点

(1)社会のバリアフリー化の推進

社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度や習慣等の障壁、情報の障壁、人々の意識にかかわる障壁等、あらゆる障壁（バリア）を取り除く（バリアフリーの推進）と同時に、新たなバリアが生じないよう環境を整えます。

その結果として、すべての住民にとって生活しやすいまちづくりを進めていきます。

(2)利用者本位の支援

ライフステージのすべての段階において、障がいのある人が自ら選択・決定することができるように、次のことに取り組みます。

- 保健・医療・福祉・教育・就労等の各分野において、個人の生活ニーズに合わせた複数のサービスを適切に結びつけながら、必要となる多様な支援を行います。
- 支援のための政策、施策等の形成・決定過程、計画等策定への当事者を含む住民の主体的な参加を推進します。

(3)「地域共生社会」の実現をめざす

国は、「地域共生社会の実現」をめざしています。地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。こうした社会を通じて、だれもが安心して地域で生活できる状態の実現をめざします。

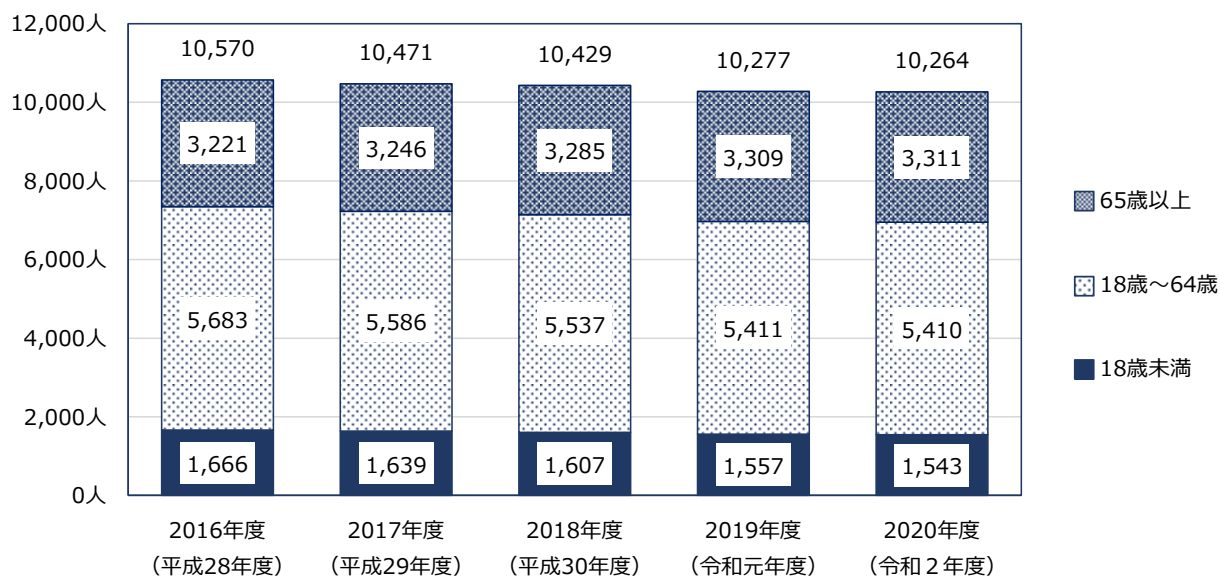
◆ 第2章 障がいのある人を取り巻く現状 ◆

1. 人口の動向

全国的に人口減少が進む中、本町の人口も緩やかな減少傾向にあり、2020年度（令和2年度）6月末現在では10,264人となっています。

年齢区分で見ると、18歳未満や18～64歳の人口は減少傾向にあるのに対し、65歳以上人口は増加しており、高齢化が進んでいることがうかがえます。

図表 1 高浜町の人口の推移

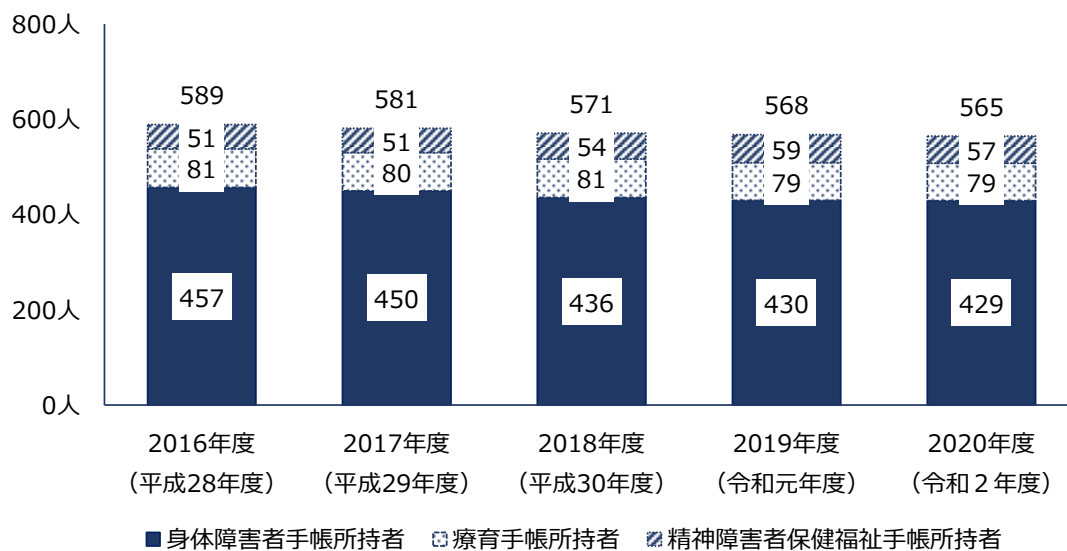


資料：住民基本台帳（各年度3月末現在） 2020年度（令和2年度）は6月末現在

2. 障がいのある人を取り巻く現状

手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向になっているのに対し、療育手帳所持者数はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数はやや増加しています。

図表 2 障害者手帳交付者数の推移



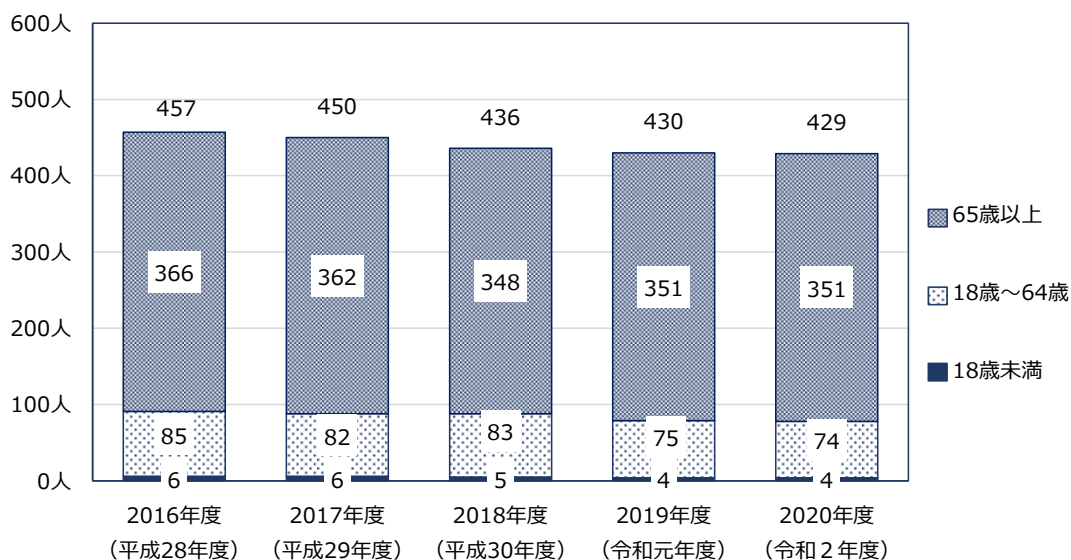
資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在） 2020年度（令和2年度）は6月末現在

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の年齢構成別の推移をみると、18歳未満はほぼ横ばい、18～64歳、65歳以上は減少傾向にあります。

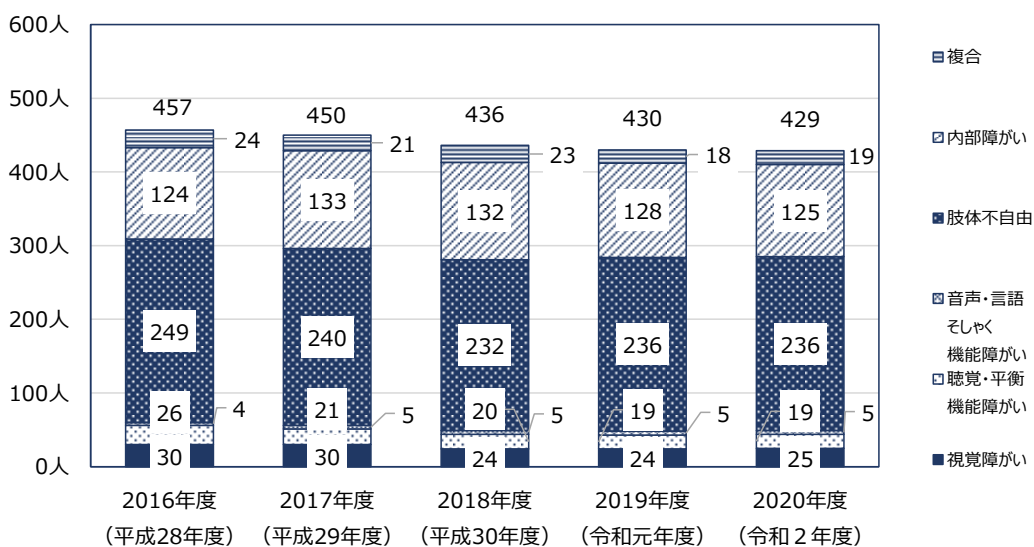
種類別の推移をみると、音声・言語そしゃく機能障がいや内部障がいはほぼ横ばいで推移しているものの、その他は減少傾向にあります。

図表 3 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢構成別）



資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在） 2020年度（令和2年度）は6月末現在

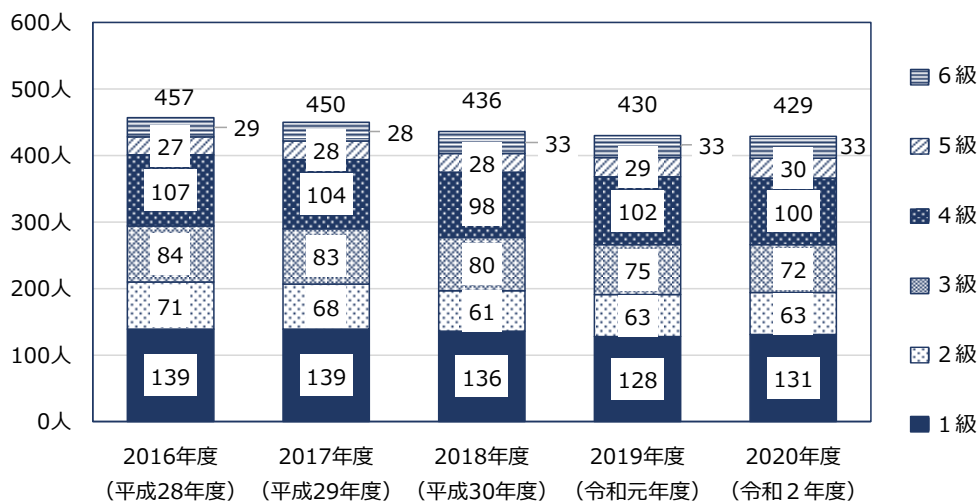
図表 4 身体障害者手帳所持者数の推移（種類別）



資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在） 2020年度（令和2年度）は6月末現在

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、5級や6級ではやや増加傾向にあるものの、その他の等級では減少傾向にあります。

図表 5 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



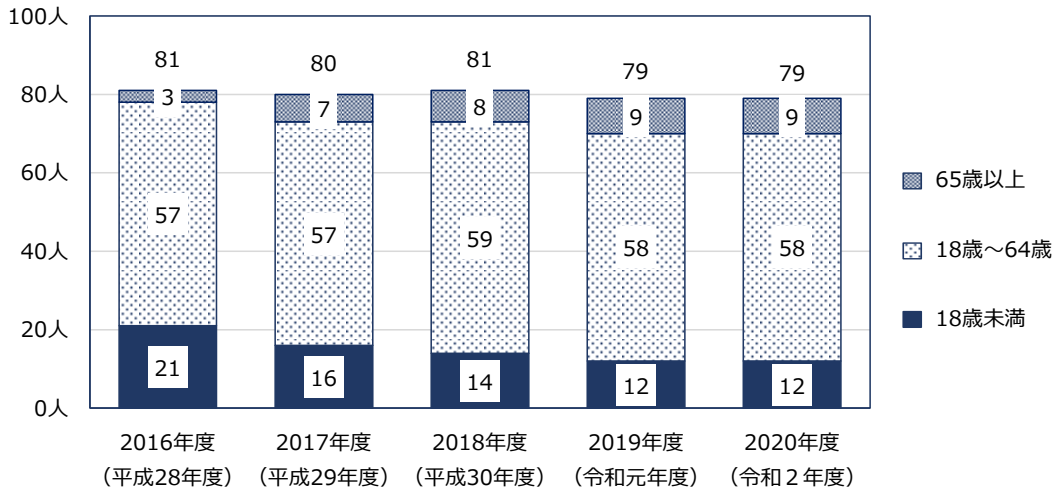
資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在） 2020年度（令和2年度）は6月末現在

(2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の年齢構成別の推移をみると、65歳以上は増加傾向にあるのに対し、18歳未満は減少、18～64歳はほぼ横ばいで推移しています。

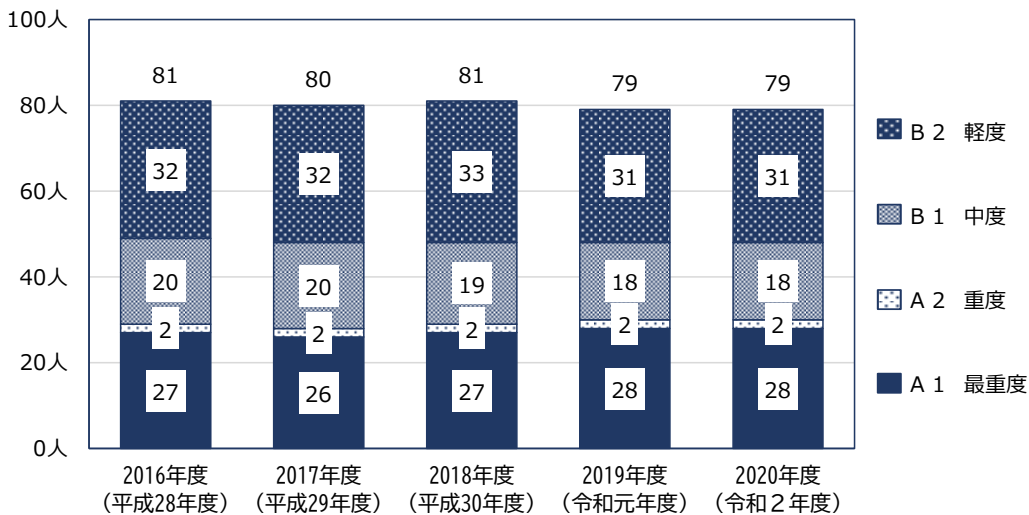
等級別の推移でみると、いずれの等級においてもほぼ横ばいで推移しています。

図表 6 療育手帳所持者数の推移（年齢構成別）



資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在） 2020年度（令和2年度）は6月末現在

図表 7 療育手帳所持者数の推移（等級別）



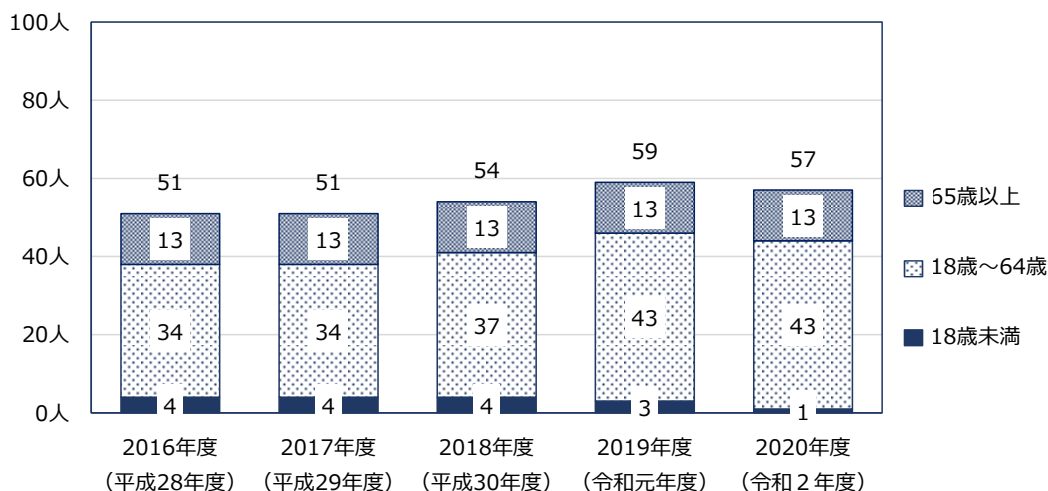
資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在） 2020年度（令和2年度）は6月末現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢構成別の推移をみると、18～64歳では増加傾向にあるのに対し、18歳未満は減少傾向、65歳以上は横ばい状態にあります。

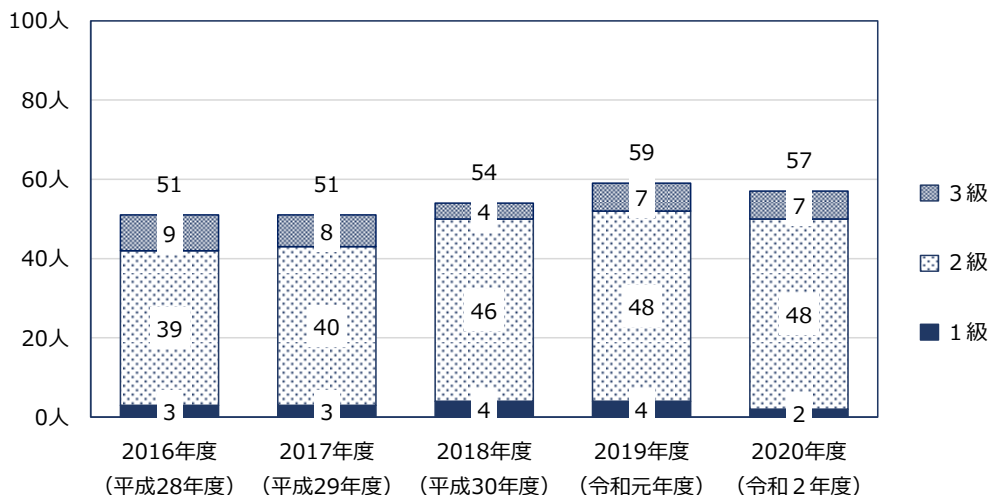
等級別の推移でみると、2級では増加傾向にあるのに対し、1級や3級ではほぼ横ばい状態で推移しています。

図表 8 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢構成別）



資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在） 2020年度（令和2年度）は6月末現在

図表 9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

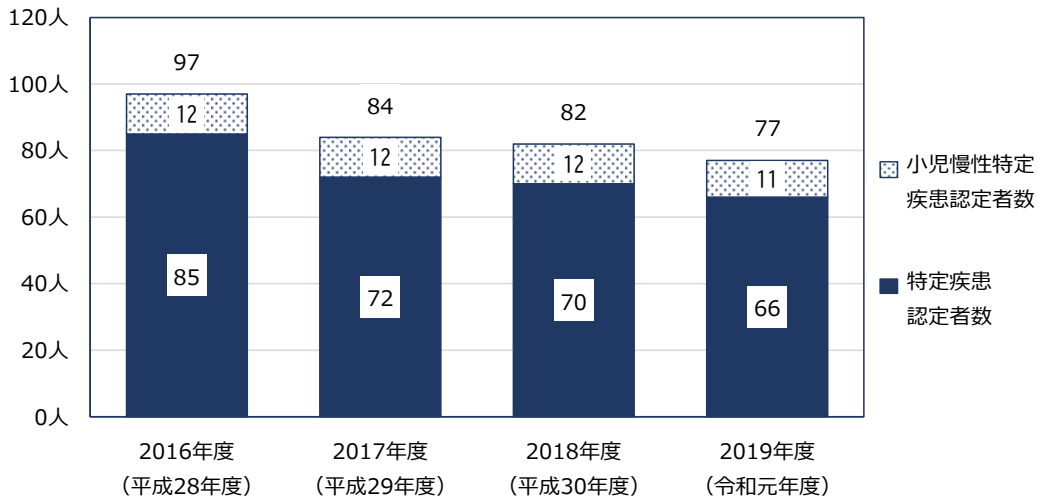


資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在） 2020年度（令和2年度）は6月末現在

(4) 難病のある人の状況

難病患者数の推移をみると、特定疾患は減少傾向にあるのに対し、小児慢性特定疾患は横ばいで推移しています。

図表 10 難病患者数の推移



資料：福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター（各年度3月末現在）

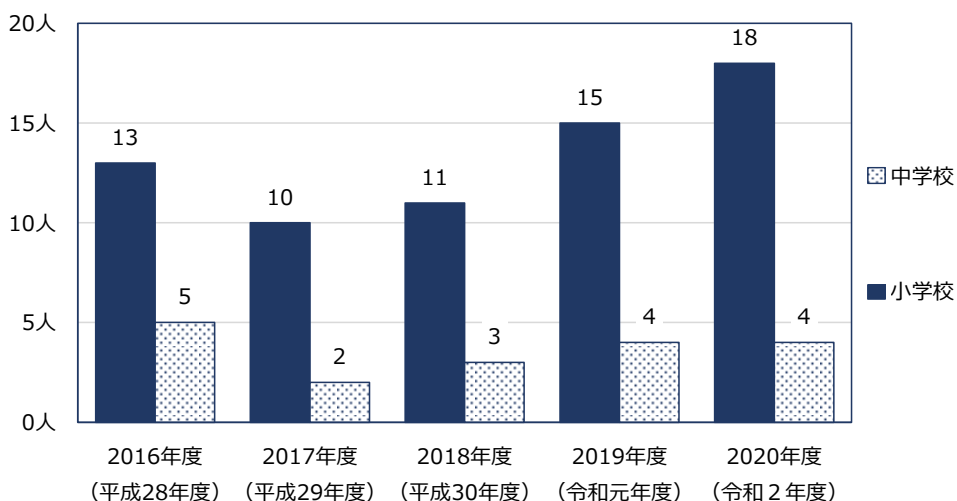
※令和2年度は非公表

(5) 特別支援学級・学校の在籍者の状況

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、小学校では増加傾向、中学校では横ばいとなっています。

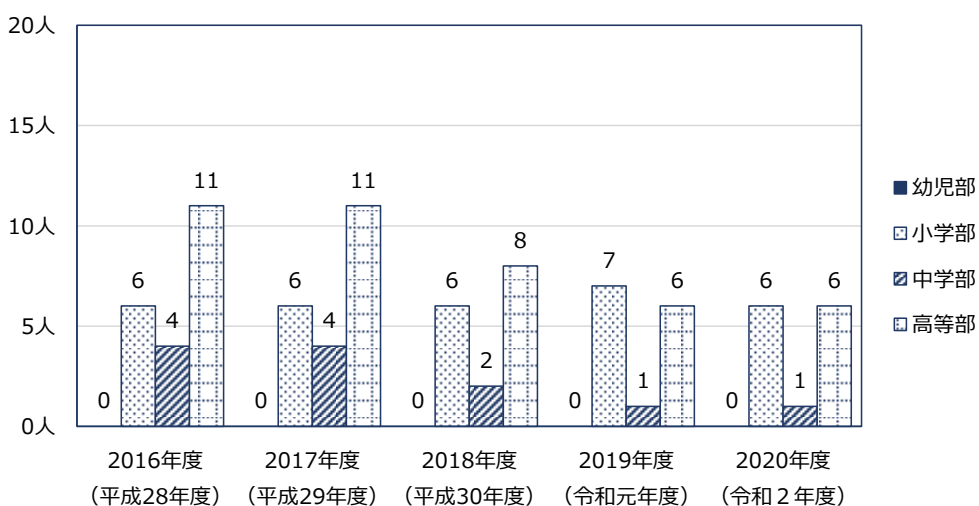
特別支援学校の在籍者数の推移をみると、小学部では横ばい状態、中学部、高等部では減少傾向となっています。

図表 11 特別支援学級の在籍者数の推移



資料：高浜町教育委員会（各年度3月末現在） 2020年度（令和2年度）は6月末現在

図表 12 特別支援学校の在籍者数の推移



資料：福井県嶺南西特別支援学校（各年度3月末現在） 2020年度（令和2年度）は6月末現在

3. 成果目標の達成状況

高浜町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画では、これまでの実績や町の実情等を勘案し、成果目標および活動指標を設定しました。それらの達成状況等について以下に示します。

(1) 地域移行・一般就労への意向の状況

①福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本方針】

- 2016年度(平成28年度)末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行する。
- 施設入所者数を2016年度(平成28年度)末時点から2%以上削減する。

【現状の取り組みおよび評価】

- ・長期入所における利用者の地域生活移行において、現状では施設に入所している方は重度の方が多く、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・宿泊体験等の支援が難しいケースが多く、取り組みが進んでいないのが現状です。
- ・第5期計画目標値よりも入所者は増加しています。
- ・8050問題に関係しており、高齢で要介護状態となった親が我が子の世話ができずに、サービスを利用しても障がいのある息子・娘のみでの独居生活は困難なケースとして施設入所は増加傾向にあります。
- ・精神科病院に1年以上入院されている方については、基本的には症状の安定化によって在宅での日常生活が可能と主治医が判断された場合に、病院の地域医療連携室からの連絡で町の保健師等が調整にあたるといった流れが現状となっています。町からのアプローチとしては、短期的に入院した方については、主治医に退院のタイミングを伺い、退院支援および在宅調整を実施しています。

項目	第5期計画目標	実績
2016年度(平成28年度)末時点の施設入所者数	/	23人
【目標値】 2020年度(令和2年度)末の施設入所者数	22人	24人
【目標値】 2020年度(令和2年度)末における地域生活移行者数	2人	1人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本方針】

○2020年度(令和2年度)末までに協議会や専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

【現状の取り組みおよび評価】

- 令和2年度に、既存の精神保健福祉連絡会（医療・保健・福祉関係者で構成された精神障がい者支援に関する検討会）を協議の場として設置しました。令和3年度からは、管内の精神科病院と精神疾患に対応している訪問看護ステーション等も加わり、地域課題を協議した内容に応じて、研修会、事例検討、実態調査等ケアシステムを推進するための体制整備を行います。

項目	第5期計画目標	実績
【目標値】 2020年度（令和2年度）末までの整備	1か所	有

③地域生活支援拠点等の整備

【国の基本方針】

○2020年度(令和2年度)末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも1つ整備する。

【現状の取り組みおよび評価】

- 若狭地区障害児・者自立支援協議会および若狭町・美浜町地域障害児（者）自立支援協議会の合同開催において、地域生活支援拠点等整備ワーキングチームを立ち上げ、整備を進めています。
- 現在の取り組みとして、ワーキングチーム内において「緊急時の対応」「体験の場」を重点的に協議しており、支援体制等のしくみづくりを進めています。

項目	第5期計画目標	実績
【目標値】 2020年度（令和2年度）末までの整備	1か所	1か所（予定）

④福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本方針】

- 一般就労への移行者数を 2016 年度(平成 28 年度)の 1.5 倍以上とする。
- 就労移行支援事業の利用者数を、2016 年度(平成 28 年度)末の利用者数から2割以上増加する。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- 就労定着支援事業開始から1年後の定着率を8割以上とする。

【現状の取り組みおよび評価】

- ・若狭地区障害児・者自立支援協議会における就労支援部会において、ジョブガイダンス等を実施し、企業見学や模擬面接等を実施しました。
- ・主に嶺南西特別支援学校の3年生や就労支援サービス事業所で働く方が一般就労を目指すことを目的に、各年度それぞれにおいてジョブガイダンスを実施しました。
- ・嶺南西特別支援学校在校生による就労実習では、就労移行支援の利用の中で事業所からの就労アセスメントを受けて適切な進路の指標を得ることができています。

■福祉施設から一般就労への移行

項目	第5期計画目標	実績
2016年度(平成28年度)の一般就労移行者数		0人
【目標値】 2020年度(令和2年度)の一般就労移行者数	1人	3人

■就労移行支援事業の利用者数

項目	第5期計画目標	実績
2016年度（平成28年度）末の就労移行支援事業の利用者数		4人
【目標値】 2020年度（令和2年度）末の就労移行支援事業の利用者数	6人	12人
【目標値】 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合 ※	無	無
【目標値】 就労定着支援1年後の就労定着率の目標値	100%	0%

※就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合については、町内に就労移行支援事業所がなく、また嶺南圏域内の事業所は事業の休止や縮小の傾向にあるため、本計画中での整備は難しいと判断し、令和2年度（2020年度）時点では設定しません。

(2) 障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センター

【国の基本方針】

○2020 年度(令和 2 年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。

【現状の取り組みおよび評価】

- ・児童発達支援センターについては、町内に該当する事業所はなく未設置ですが、小浜市内にある小浜市母と子の家児童発達支援センターにおいて、広域利用が可能となっています。

項目	第1期計画目標	実績
【目標値】 児童発達支援センター	1 か所	無

②保育所等訪問支援を利用できる体制

【国の基本方針】

○2020 年度(令和2年度)末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【現状の取り組みおよび評価】

- ・保育所等訪問支援については、現在本町に当サービスを実施している事業所があり、今後も利用ニーズを把握しながら、より利用しやすい体制の整備に努めます。

項目	第1期計画目標	実績
【目標値】 保育所等訪問支援の充実	有	有

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本方針】

○2020 年度(令和2年度)末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。

【現状の取り組みおよび評価】

- ・町内に事業所（放課後等デイサービスおよび児童発達支援）が2か所あり、サービス支援体制の充実が図られてきましたが、重症心身障がい児の受け入れについては、対象者の存在やニーズがないことから、体制の整備については、今後、事業所側の意見を聞きながら検討していきます。

項目	第1期計画目標	実績
【目標値】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	無

④医療的ケア児支援の協議の場

【国の基本方針】

○2018 年度(平成 30 年度)末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

【現状の取り組みおよび評価】

- ・医療的ケア児については、現在対象となる児童がいないこと、また、医療的ケア児コーディネーター養成研修において、県の研修参加者数に限りがあり、受講が難しいこと等からコーディネーターの配置や協議の場の設置が進んでいないのが現状です。

項目	第1期計画目標	実績
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	無

4. 障害福祉サービス等の状況

(1) 障害福祉サービスの実績

①訪問系サービス

- 居宅介護は、2018年度（平成30年度）、2019年度（令和元年度）では利用人数が計画値を上回っています。

■訪問系サービスの利用量推移（1月あたり）

	単位	2018年度（平成30年度）			2019年度（令和元年度）			2020年度（令和2年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
居宅介護	時間/月	98	102	96.1%	95	102	93.1%	76	102	74.5%
	人/月	13	12	108.3%	15	12	125.0%	12	12	100.0%
重度訪問介護	時間/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
同行援護	時間/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
行動援護	時間/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-

各年度3月末現在、2020年度（令和2年度）は6月末現在

②日中活動系サービス

- 生活介護は、利用日数は2018年度（平成30年度）、利用人数は2018年度（平成30年度）以降、計画値を上回っています。
- 自立訓練（機能訓練）は、2018年度（平成30年度）以降、利用実績がありません。
- 自立訓練（生活訓練）は、2019年度（令和元年度）で利用人数が計画値を上回っています。
- 就労移行支援は、2018年度（平成30年度）以降、利用日数および利用人数ともに、計画値を下回っています。
- 就労継続支援B型は、2018年度（平成30年度）と2019年度（令和元年度）において、利用日数が計画値を上回っています。また、利用人数は2018年度（平成30年度）以降、計画値を上回っています。
- 就労定着支援は、利用実績がありません。
- 短期入所は、2019年度（令和元年度）以降、利用日数が計画値を上回っています。また、利用人数は2018年度（平成30年度）と令和元年度で計画値を上回っています。
- 療養介護は、2018年度（平成30年度）以降計画値を下回っています。

■日中活動系サービスの利用量推移（1月あたり）

	単位	2018年度（平成30年度）			2019年度（令和元年度）			2020年度（令和2年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
生活介護	人日/月	658	647	101.7%	650	667	97.5%	654	687	95.2%
	人/月	34	32	106.3%	36	33	109.1%	36	34	105.9%
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
自立訓練（生活訓練）※	人日/月	18	30	60.0%	21	30	70.0%	20	30	66.7%
	人/月	1	1	100.0%	2	1	200.0%	1	1	100.0%
就労移行支援	人日/月	69	83	83.1%	33	83	39.8%	64	100	64.0%
	人/月	5	5	100.0%	4	5	80.0%	3	6	50.0%
就労移行支援A型	人日/月	221	239	92.5%	216	239	90.4%	234	239	97.9%
	人/月	11	11	100.0%	11	11	100.0%	11	11	100.0%
就労移行支援B型	人日/月	247	192	128.6%	243	192	126.6%	193	209	92.3%
	人/月	16	11	145.5%	18	11	163.6%	13	12	108.3%
就労定着支援	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	2	0.0%
短期入所	人日/月	11	20	55.0%	33	20	165.0%	44	20	220.0%
	人/月	3	2	150.0%	11	2	550.0%	2	2	100.0%
療養介護	人/月	1	2	50.0%	1	2	50.0%	1	2	50.0%

※2018年度（平成30年度）に宿泊型自立訓練の利用が1名（30人日/月）あり
各年度3月末現在、2020年度（令和2年度）は6月末現在

③居住系サービス

- 共同生活援助（グループホーム）は、2019 年度（令和元年度）で計画値を上回っています。
- 施設入所支援は、2019 年度（令和元年度）以降、計画値を上回っています。
- 自立生活援助は、利用実績がありません。

■居住系サービスの利用量推移（1月あたり）

	単位	2018年度（平成30年度）			2019年度（令和元年度）			2020年度（令和2年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
共同生活援助（グループホーム）	人／月	13	13	100.0%	16	13	123.1%	13	13	100.0%
施設入所支援	人／月	23	23	100.0%	24	22	109.1%	24	22	109.1%
自立生活援助	人／月	0	0	—	0	0	—	0	1	0.0%

各年度3月末現在、2020年度（令和2年度）は6月末現在

④相談支援

- 計画相談支援は、2018 年度（平成30 年度）以降計画値を上回っています
- 地域移行支援および地域定着支援は、2018 年度（平成30 年度）以降、利用実績がありません。

■相談支援の利用量推移（1月あたり）

	単位	2018年度（平成30年度）			2019年度（令和元年度）			2020年度（令和2年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
計画相談支援	人／月	14	12	116.7%	15	12	125.0%	16	12	133.3%
地域移行支援	人／月	0	0	—	0	1	0.0%	0	2	0.0%
地域定着支援	人／月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%

各年度3月末現在、2020年度（令和2年度）は6月末現在

⑤障害児福祉サービス

- 児童発達支援は、2018年度（平成30年度）では利用人数が計画値を上回っていたものの、それ以降は計画値通り、または計画値を下回っています。
- 放課後等デイサービスは、2018年度（平成30年度）以降計画値を大きく上回っており、今後もニーズの増加が予想されるため、十分な供給量を想定しておく必要があります。
- 保育所等訪問支援は、2018年度（平成30年度）および2019年度（令和元年度）において、利用人数が計画値を上回っています。
- 居宅訪問型児童発達支援および医療型児童発達支援については、2018年度（平成30年度）以降、利用実績がありません。
- 障害児相談支援は、2018年度（平成30年度）以降、計画値を上回っています。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、1人配置予定。

■障害児サービスの利用量推移（1月あたり）

	単位	2018年度（平成30年度）			2019年度（令和元年度）			2020年度（令和2年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
児童発達支援	人日/月	11	48	22.9%	14	57	24.6%	15	67	22.4%
	人/月	8	5	160.0%	6	6	100.0%	5	7	71.4%
放課後等デイサービス	人日/月	176	33	533.3%	256	44	581.8%	263	55	478.2%
	人/月	25	3	833.3%	29	4	725.0%	26	5	520.0%
保育所等訪問支援	人日/月	1	3	33.3%	1	4	25.0%	1	5	20.0%
	人/月	4	2	200.0%	5	3	166.7%	2	4	50.0%
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	—	0	0	—	0	4	0.0%
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	1	0.0%
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
障害児相談支援	人/月	9	3	300.0%	7	4	175.0%	6	5	120.0%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/月	0	0	—	0	0	—	1	1	100.0%

各年度3月末現在、2020年度（令和2年度）は6月末現在

(2) 地域生活支援事業の実績

① 必須事業

- 自発的活動支援事業、住宅入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業は、平成 30 年度以降、利用実績がありません。
- 障害者相談支援事業は、計画値通りの実績となっています。
- 日常生活用具給付等事業において、自立生活支援用具は 2018 年度（平成 30 年度）で計画値を上回っています。介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具は、おおむね計画値通りまたは計画値を下回る実績となっています。
- 移動支援事業は、2018 年度（平成 30 年度）以降、計画値通りまたは計画値を下回る実績となっています。
- 地域活動支援センター事業は、2019 年度（令和元年度）の利用人数において計画値を上回る実績となっています。

■ 必須事業の実施状況

	単位	2018年度（平成30年度）			2019年度（令和元年度）			2020年度（令和2年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	—	有	有	100.0%	有	有	100.0%
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	—	無	無	—	無	有	0.0%
障害者相談支援事業	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	—	無	無	—	無	有	0.0%
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	—	0	0	—	0	1	0.0%
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	—	無	無	—	無	有	0.0%
意思疎通支援事業	人	0	0	—	0	0	—	0	1	0.0%
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	—	0	0	—	0	1	0.0%
介護・訓練支援用具	件	2	2	100.0%	0	2	0.0%	0	2	0.0%
自立支援生活用具	件	3	2	150.0%	0	2	0.0%	0	2	0.0%
在宅療養等支援用具	件	0	3	0.0%	1	3	33.3%	0	3	0.0%
情報・意思疎通支援用具	件	0	1	0.0%	0	1	0.0%	1	1	100.0%
排泄管理支援用具	件	235	223	105.4%	241	221	109.0%	140	218	64.2%
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
移動支援事業	時間/年間	9	308	2.9%	11.5	308	3.7%	0	308	0.0%
	人/年間	2	2	100.0%	2	2	100.0%	0	2	0.0%
地域活動支援センター事業	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人/年間	2	2	100.0%	3	2	150.0%	2	2	100.0%

各年度 3 月末現在、2020 年度（令和 2 年度）は 6 月末現在

②任意事業

- 訪問入浴サービス事業は計画値通り、日中一時支援事業は 2018 年度（平成 30 年度）に計画値を下回る実績となっています。

■任意事業の実施状況

	単位	2018年度（平成30年度）			2019年度（令和元年度）			2020年度（令和2年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
訪問入浴サービス事業	人/年間	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
日中一時支援事業	人/年間	7	8	87.5%	8	8	100.0%	4	8	50.0%

各年度3月末現在、2020年度（令和2年度）は6月末現在

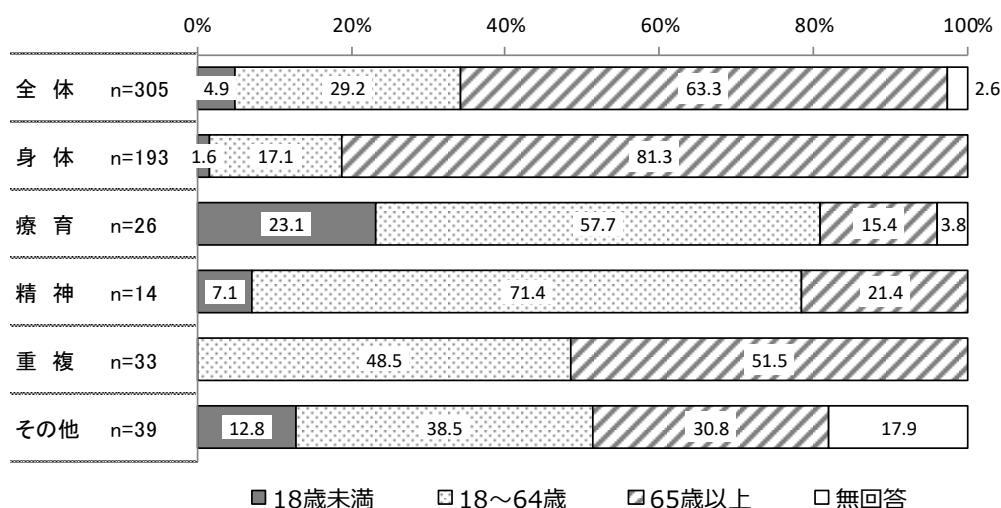
◆ 第3章 障がいのある人の意識とニーズ ◆

本計画を策定するにあたって、本町に居住する障がいのある方（身体・知的・精神）を対象に生活実態やサービスの利用状況、今後の施策ニーズ等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

（1）回答者について

調査対象者の年齢は、身体では65歳以上の高齢者が約8割（81.3%）を占めています。また、療育や精神では18～64歳が57.7%、71.4%と最も多く、比較的若い年齢層の割合が高くなっています。

■回答者の年齢（問2）



(2) 障がいの状況について

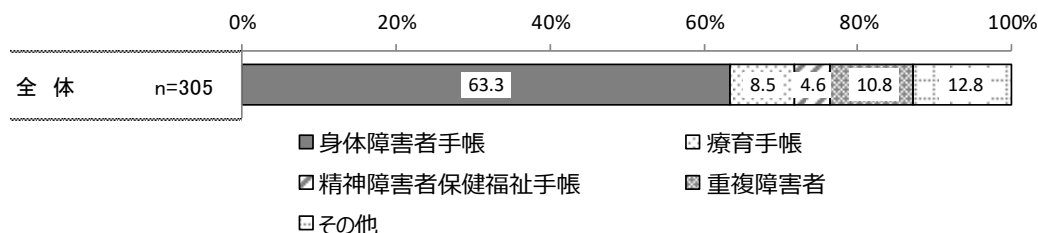
所持している手帳の種類については、「身体障害者手帳」が63.3%と最も多く、次いで「重複障害者」が10.8%、「療育手帳」が8.5%、「精神障害者保健福祉手帳」が4.6%となっています。

身体障害者手帳の等級については、全体では最も重度の「1級」が23.3%と最も多くなっています。

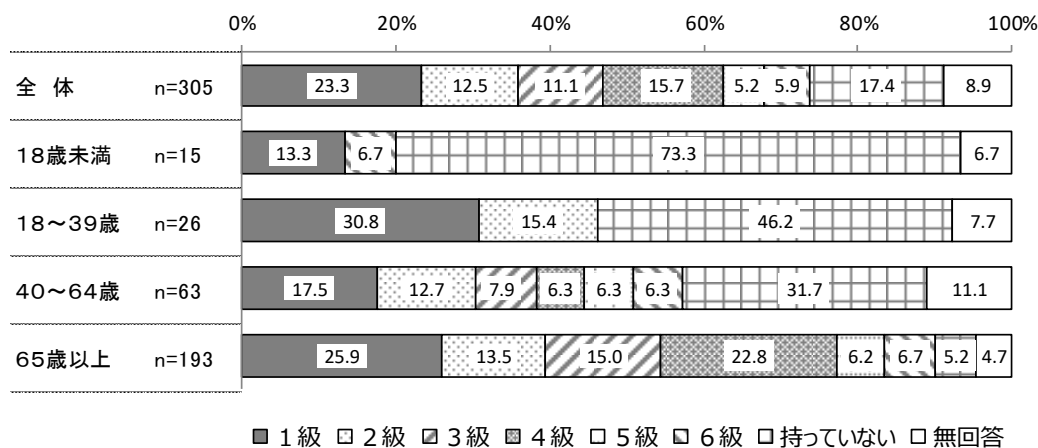
療育手帳の判定については、「A1」が5.9%と最も多く、次いで「B2」が3.3%となっています。

精神障害者保健福祉手帳の等級については、「2級」が6.2%と最も多くなっています。

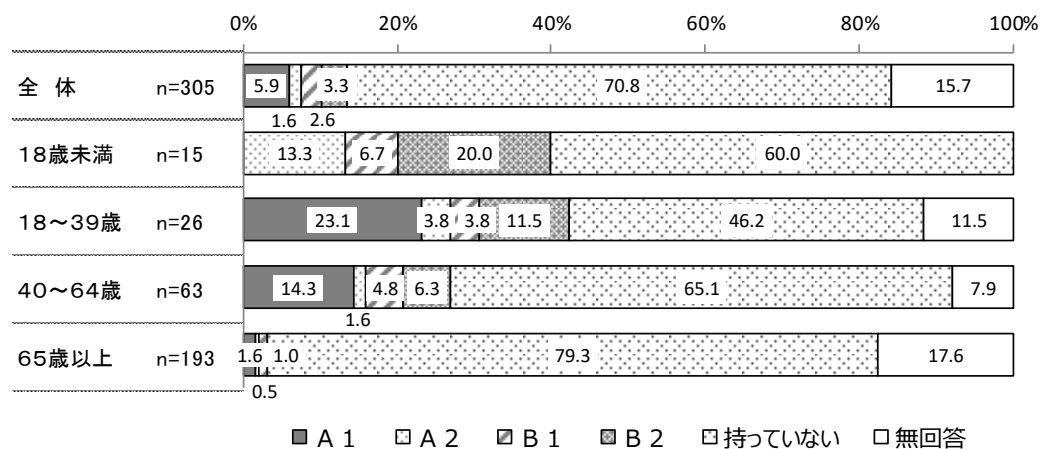
■所持している手帳の種類(問6、問8、問9)



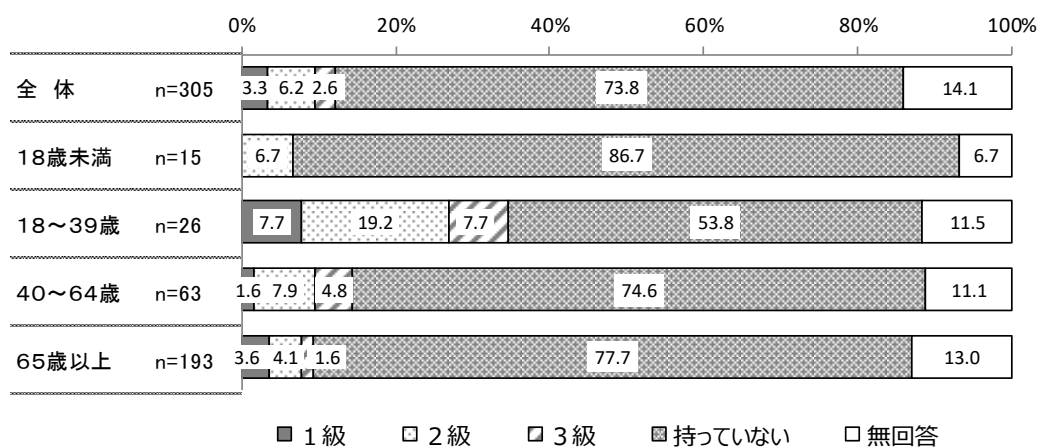
■身体障がいのある人の手帳の等級(問6)



■知的障がいのある人の手帳の判定(問8)



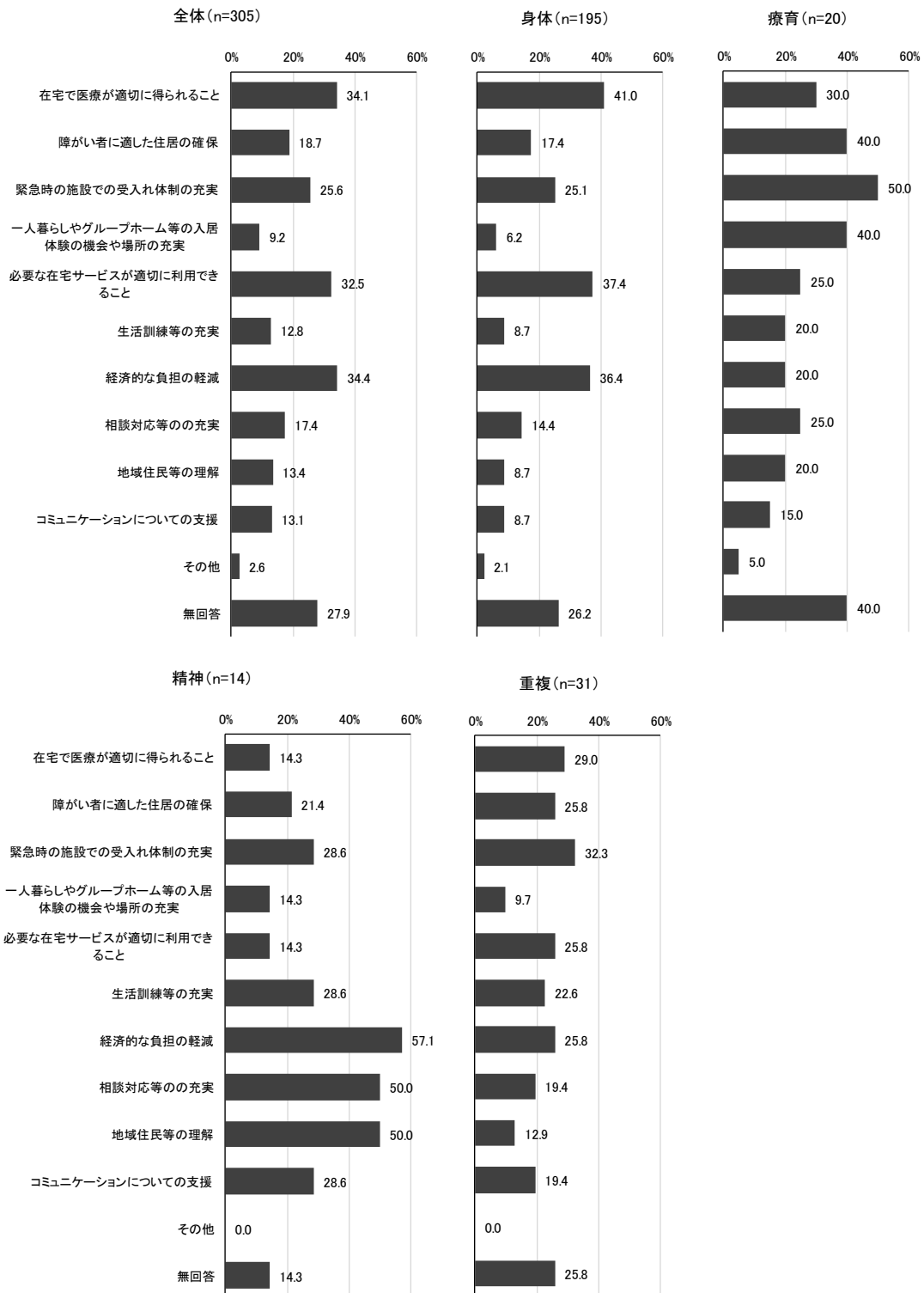
■精神障がいのある人の手帳の等級(問9)



(3) 住まいや暮らしについて

希望する暮らしを送るために必要な支援については、身体では「在宅で医療が適切に得られること」、療育や重複では「緊急時の施設での受入れ体制の充実」、精神では「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。

■希望する暮らしを送るため必要な支援（問19）



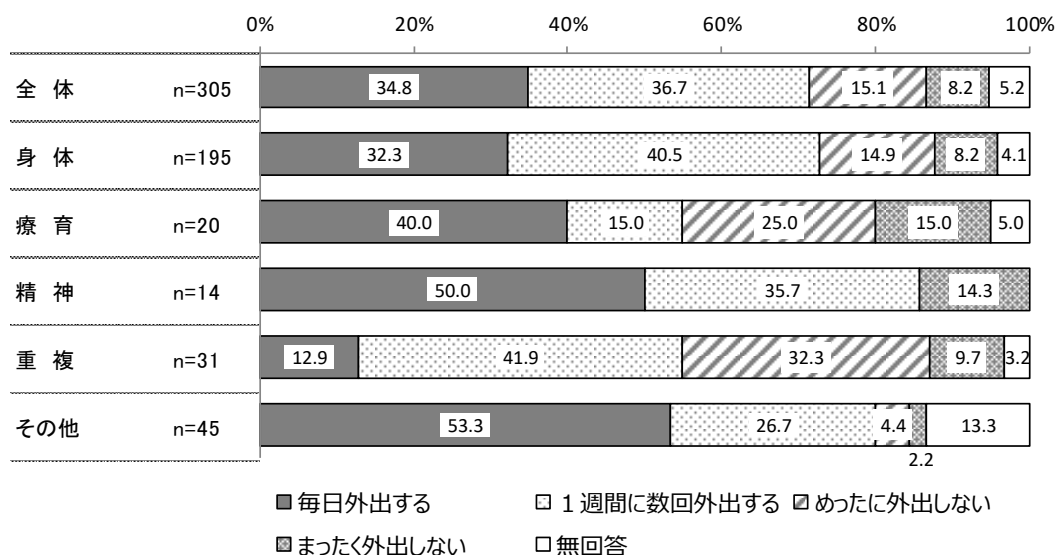
(4) 日中活動や就労について

1週間の外出の頻度については、療育や精神では「毎日外出する」が最も多くなっています。身体、重複では「1週間に数回外出する」が最も多くなっています。

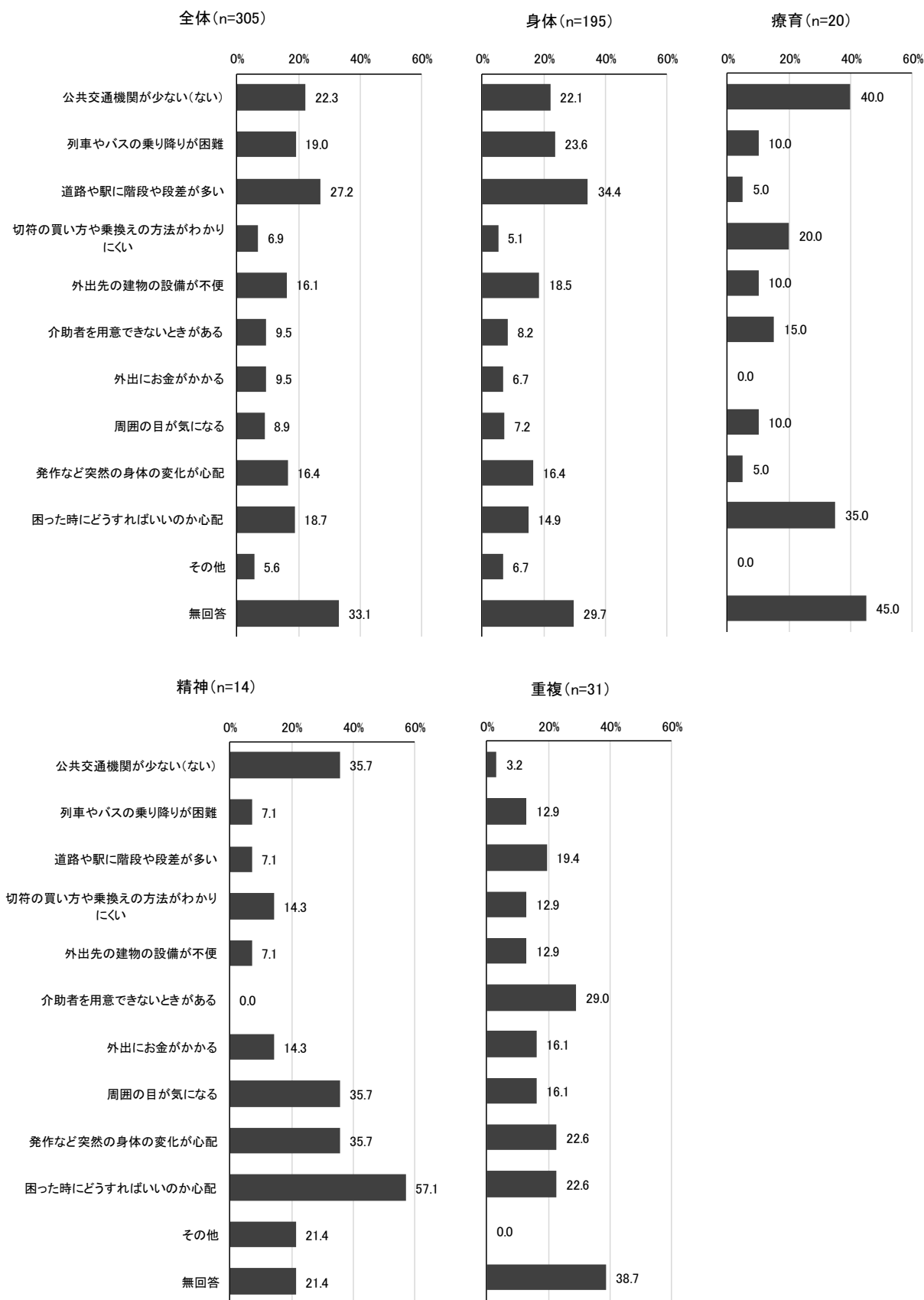
外出時に困ることについては、身体では「道路や駅に階段や段差が多い」が34.4%と最も多く、次いで「列車やバスの乗り降りが困難」が23.6%となっています。また、療育では「公共交通機関が少ない(ない)」、精神では「困った時にどうすればいいのか心配」、重複では「介助者を用意できないときがある」が最も多くなっています。

障がい者の就労支援として必要なことについては、身体、精神、重複では「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が最も多くなっています。また、重複では「職場の障がい者理解」、療育では「通勤手段の確保」、精神では「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「職場の障がい者理解」が多くなっており、障がい者の就労に対するニーズは多岐に渡っています。

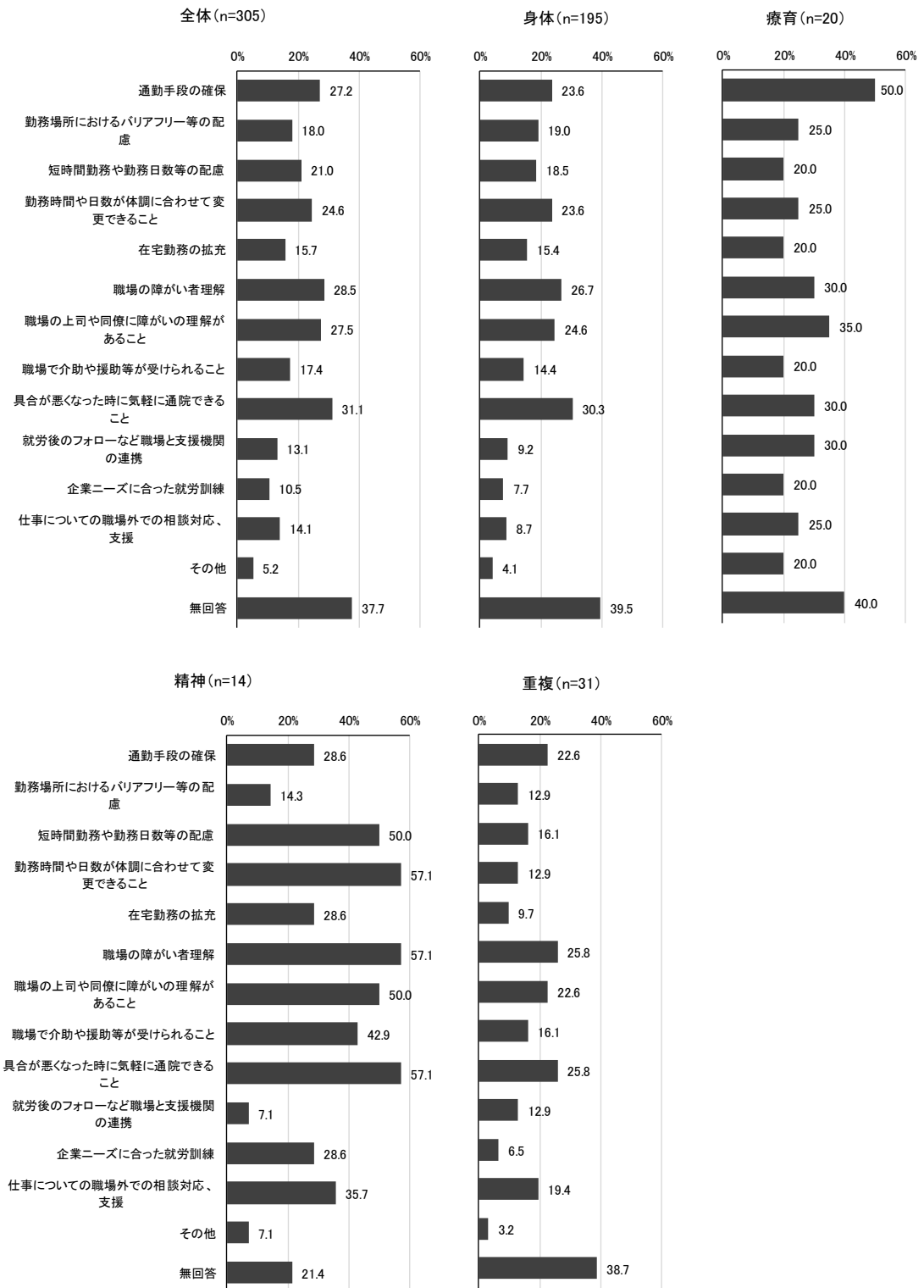
■ 1週間の外出の頻度 (問 20)



■外出する時に困ること（問23）



障がい者の就労支援として必要なこと（問 25）

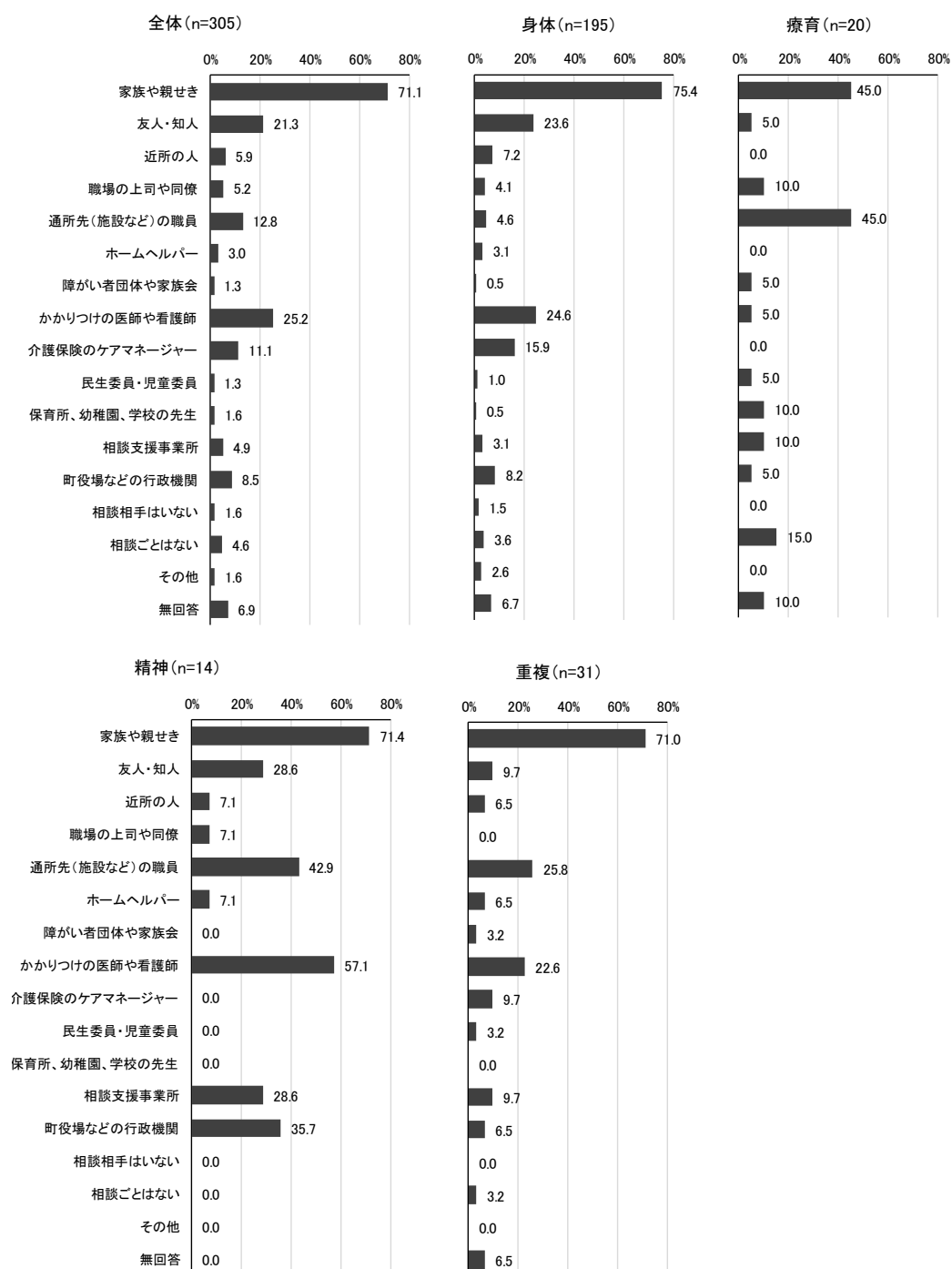


(5) 相談相手・情報収集について

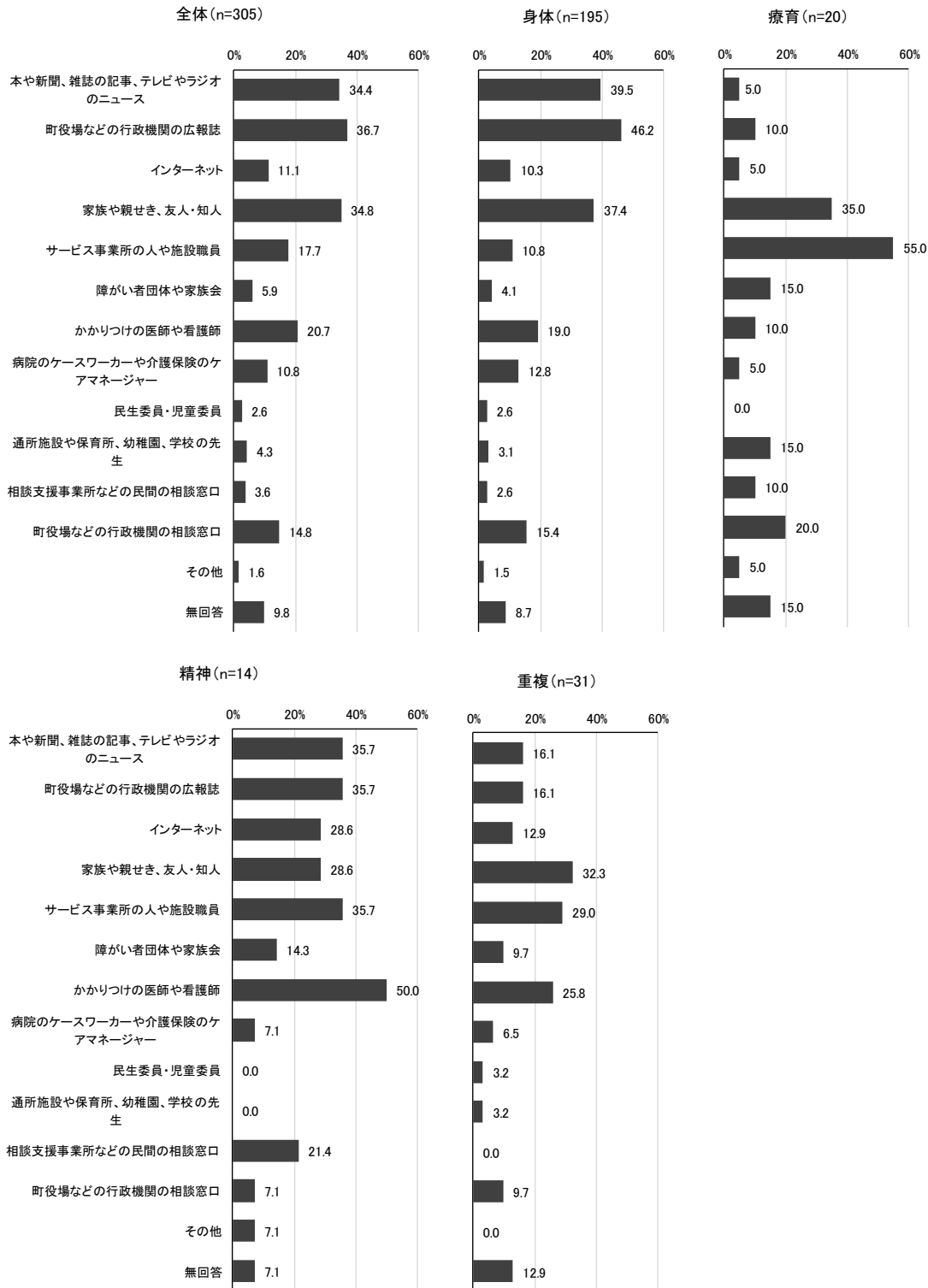
相談相手については、いずれの障がいにおいても「家族や親せき」が最も多くなっています。また、療育では「通所先（施設等）の職員」も多くなっています。次いで身体や精神では「かかりつけの医師や看護師」、重複では「通所先（施設等）の職員」があげられています。

障がいのことや福祉サービス等に関する情報を知る媒体については、身体では「町役場等の行政機関の広報誌」「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、療育では「サービス事業所の人や施設職員」「家族や親せき、友人・知人」、精神では「かかりつけの医師や看護師」、重複では「家族や親せき、友人・知人」があげられています。

■悩みや困ったことの相談者（問26）



障がいや福祉サービス等に関する情報の入手方法（問 27）



(6) 障害福祉サービス等の利用について

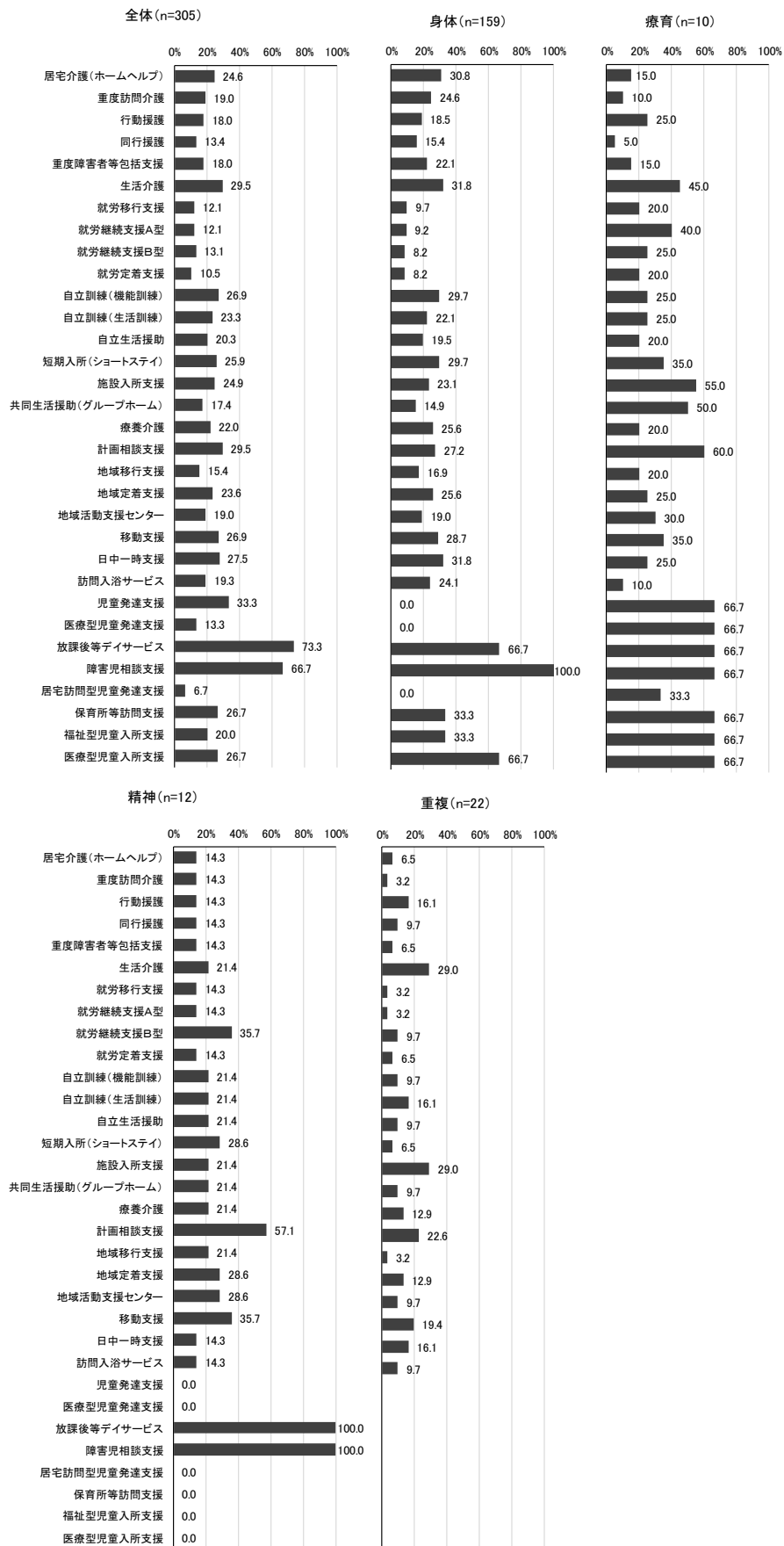
障害福祉サービスの今後の利用意向については、身体では「生活介護」「日中一時支援事業」が31.8%と最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が30.8%となっています。児童向けサービスでは、「障害児相談支援」が100.0%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」「医療型児童入所支援」が66.7%となっています。

療育では「計画相談支援」が60.0%と最も多く、次いで「施設入所支援」が55.0%、「共同生活援助（グループホーム）」が50.0%となっています。児童向けサービスでは、「居宅訪問型児童発達支援」を除いては、いずれのサービスにおいても利用希望が66.7%となっています。

精神では「計画相談支援」が57.1%と最も多く、次いで「就労継続支援B型」「移動支援事業」が35.7%となっています。児童向けサービスでは、「障害児相談支援」「放課後等デイサービス」が100.0%となっています。

重複障がい者では「生活介護」「施設入所支援」が29.0%と最も多く、次いで「計画相談支援」が22.6%となっています。

■今後の障害福祉サービスの利用意向（問 34）

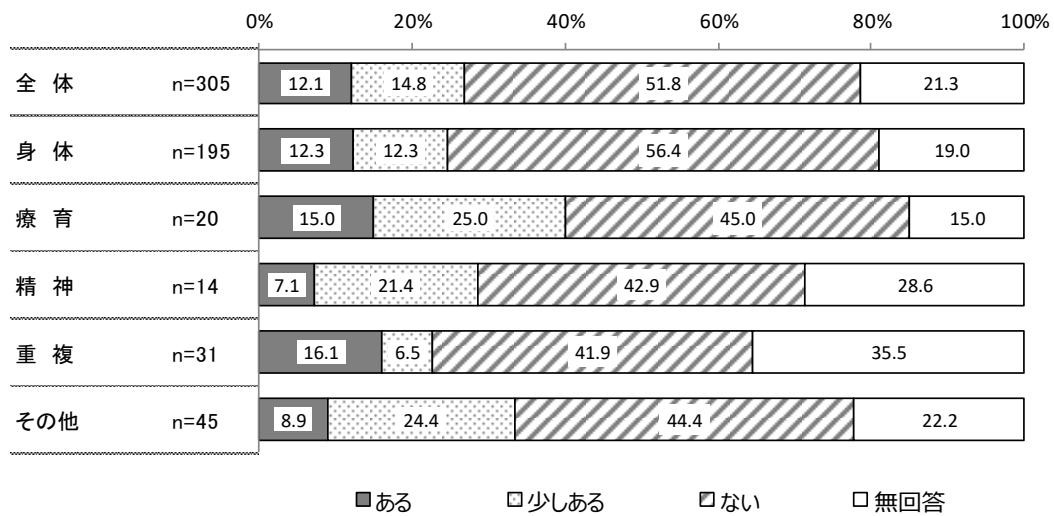


(7) 権利擁護・障がい者差別解消について

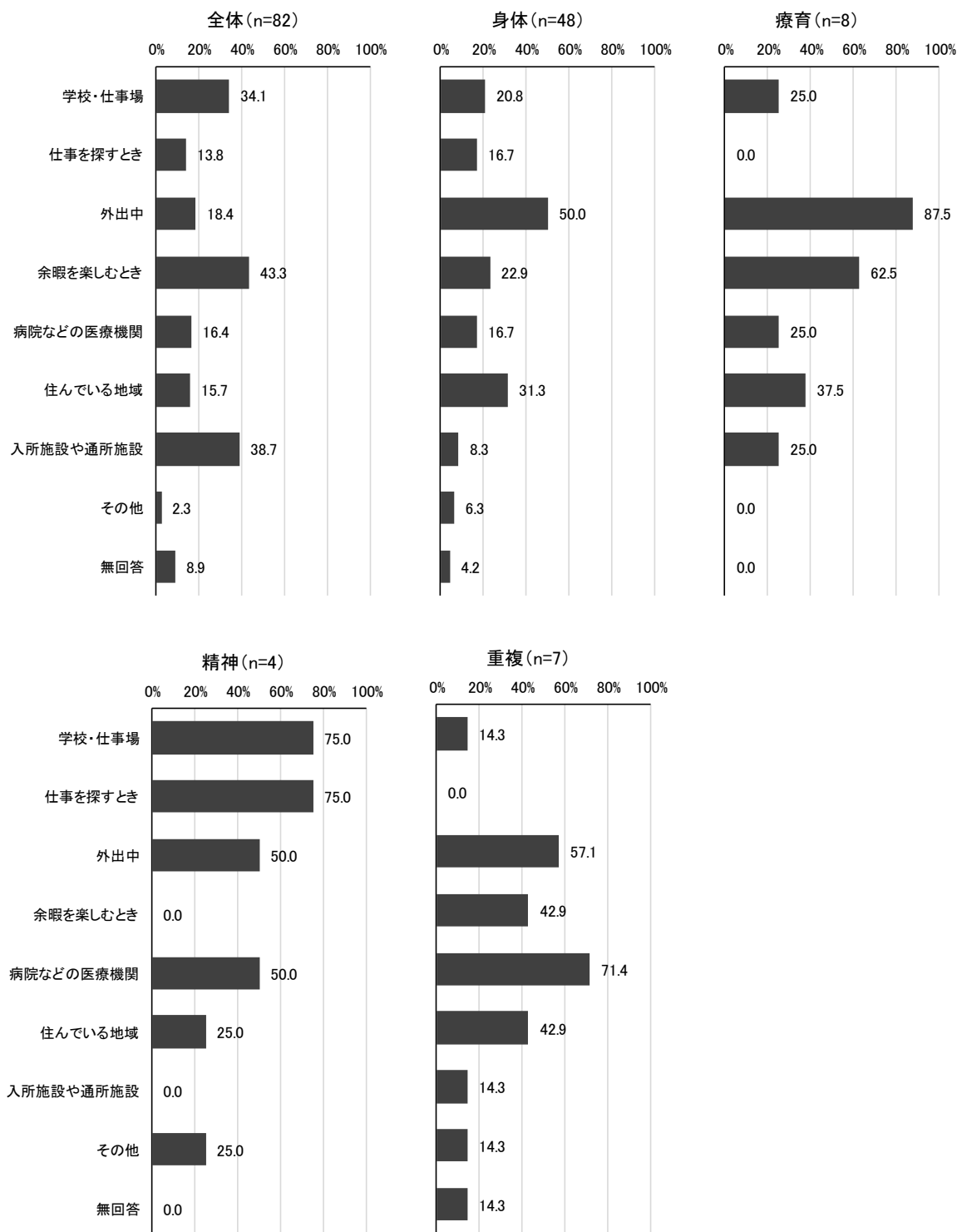
障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、“差別や嫌な思いをしたことがある人”（「ある」+「少しある」）は、身体では24.6%にとどまっているものの、療育では40.0%となっています。また、精神では28.5%、重複では22.6%となっています。

差別や嫌な思いをうけた場所については、身体、療育では「外出中」が多くなっています。また、精神では「学校・仕事場」「仕事を探すとき」、重複では「病院等の医療機関」「外出中」が多くなっています。

■障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無（問 34）



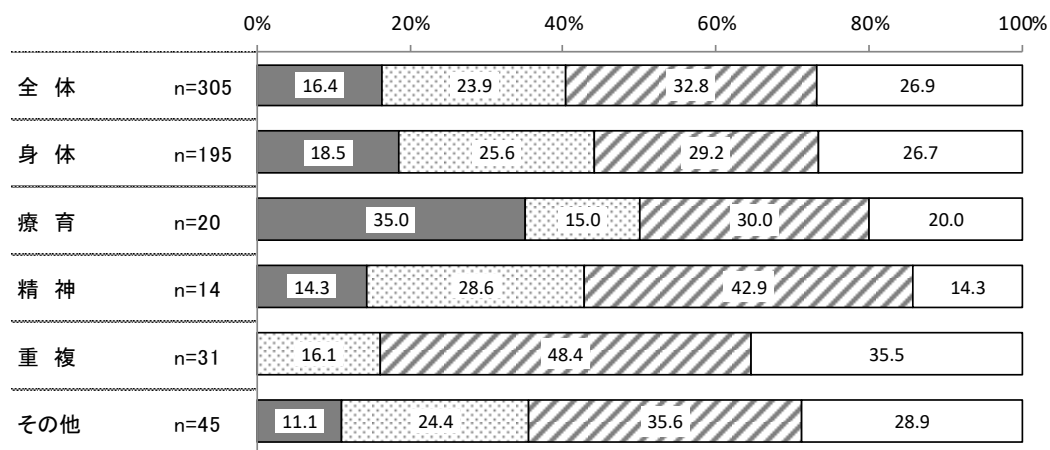
■差別や嫌な思いをした場所（問 35）



成年後見制度の認知度（「名前も内容も知っている」＋「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」）については、身体では44.1%、療育では50.0%、精神では42.9%、重複では16.1%となっています。

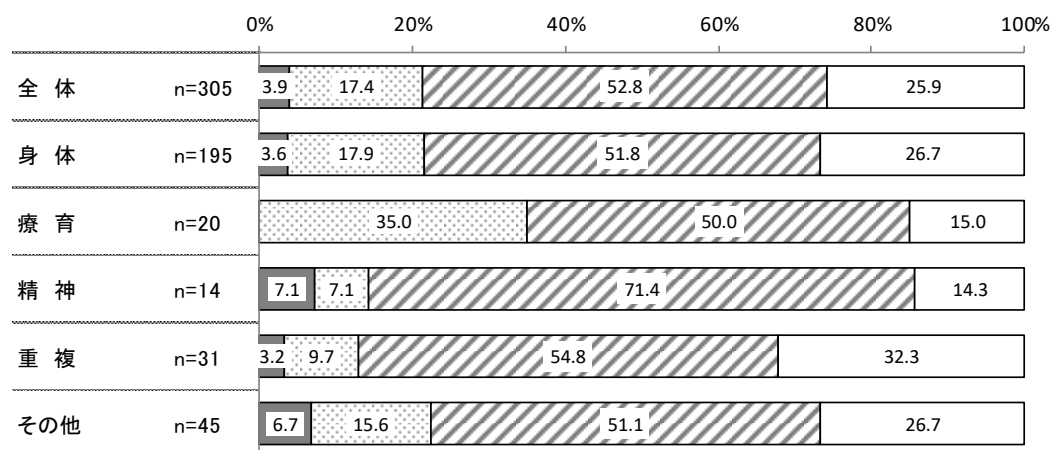
障害者差別解消法の認知度（「法の名称も内容も知っている」＋「法の名称は知っているが、内容は知らない」）については、身体では21.5%、療育では35.0%、精神では14.2%、重複では12.9%となっています。

■成年後見制度の認知度（問36）



- 名前も内容も知っている
- 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
- 名前も内容も知らない
- 無回答

■障害者差別解消法の認知度（問37）



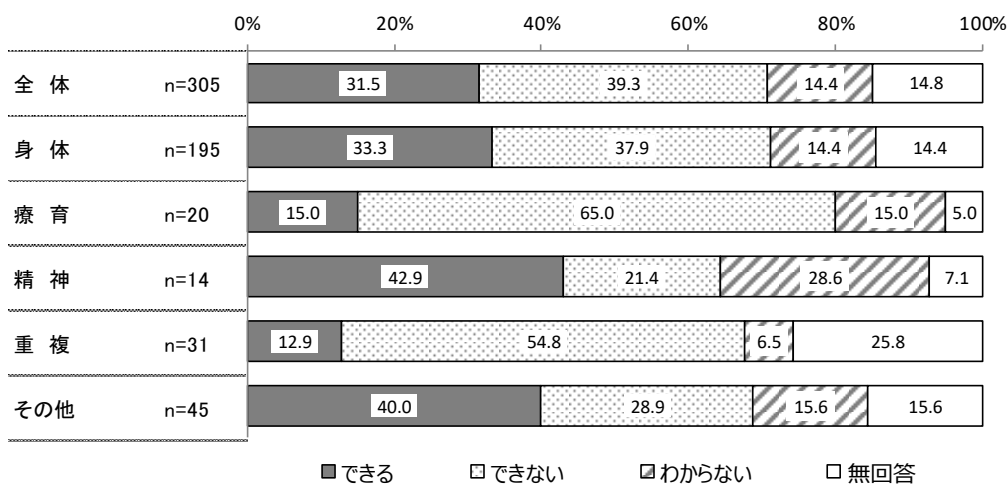
- 法の名称も内容も知っている
- 法の名称は知っているが、内容は知らない
- 法の名称も内容も知らない
- 無回答

(8) 災害時の避難等について

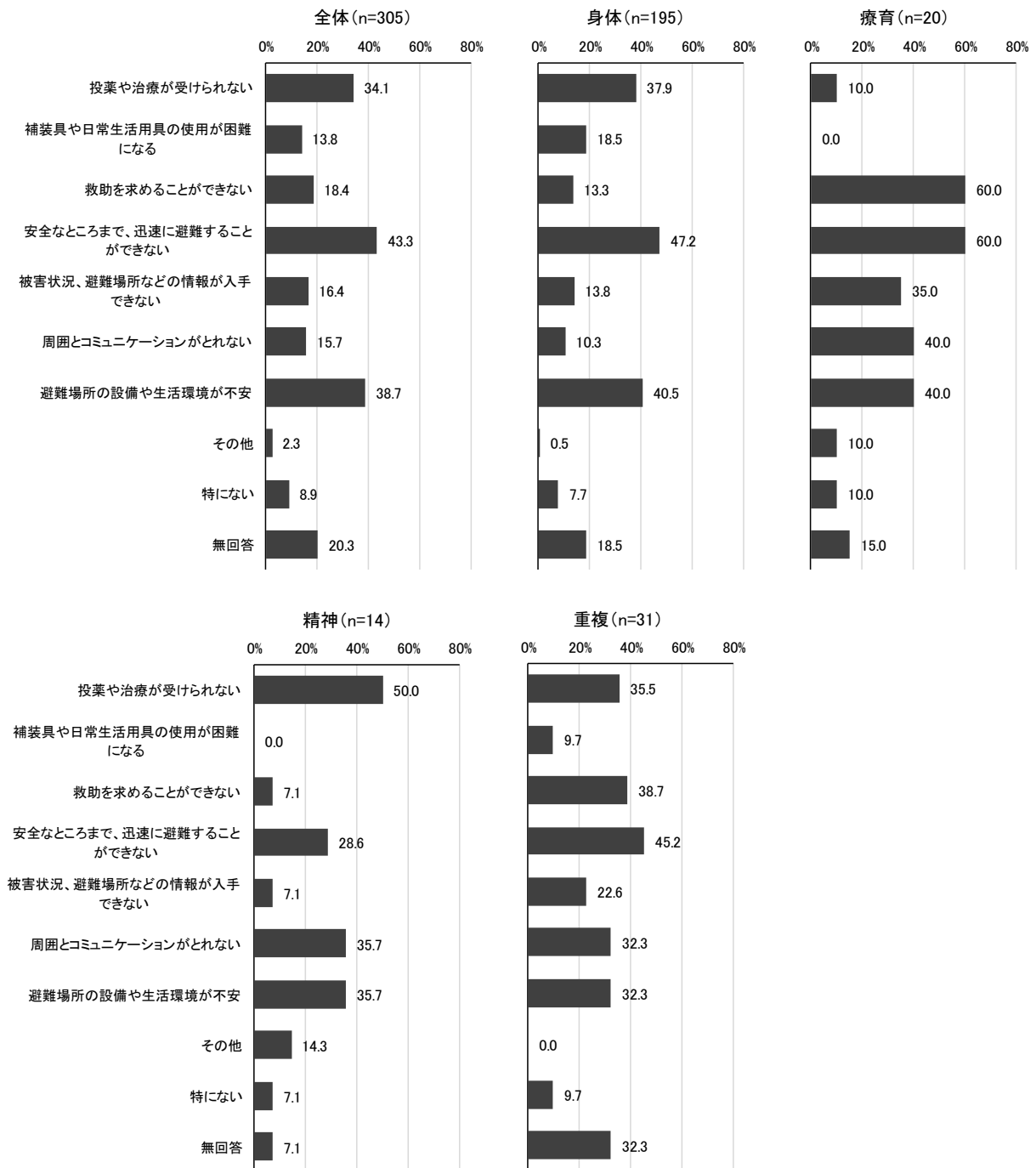
災害時に一人で避難できる人は、身体では33.3%、療育では15.0%、精神では42.9%、重複では12.9%となっています。一方、ひとりで避難できない人は療育や重複では5割を超えています。

災害時に困ることとしては、身体、療育、重複等では「安全なところまで、迅速に避難することができない」が最も多くなっています。療育では「救助が求めることができない」も多くなっており、災害時における避難方法や安否確認の体制等についての支援が必要です。

■ 災害時に一人での避難（問38）



■災害時に困ること（問 39）

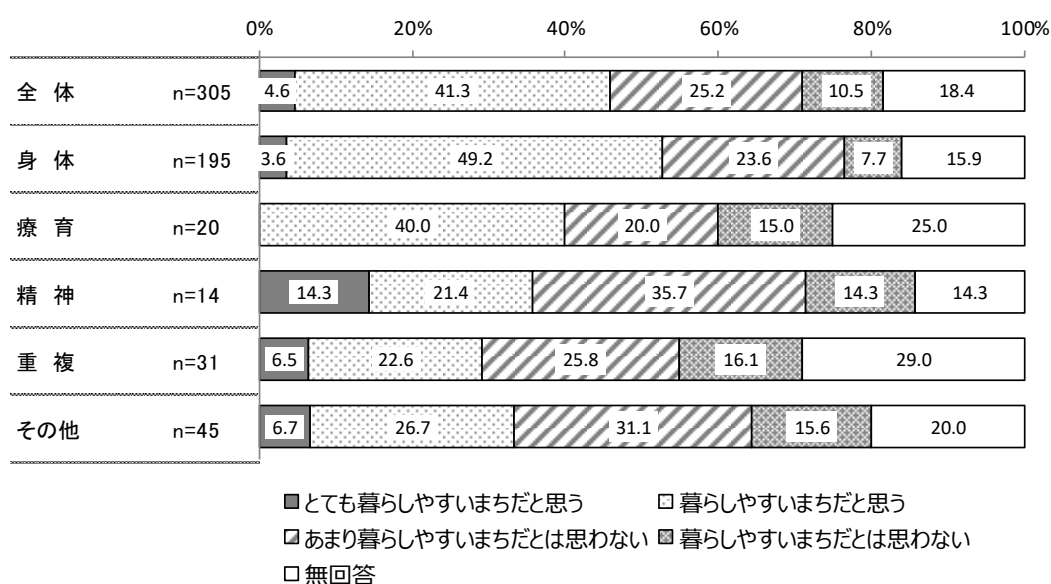


(9) 暮らしやすさや将来の生活について

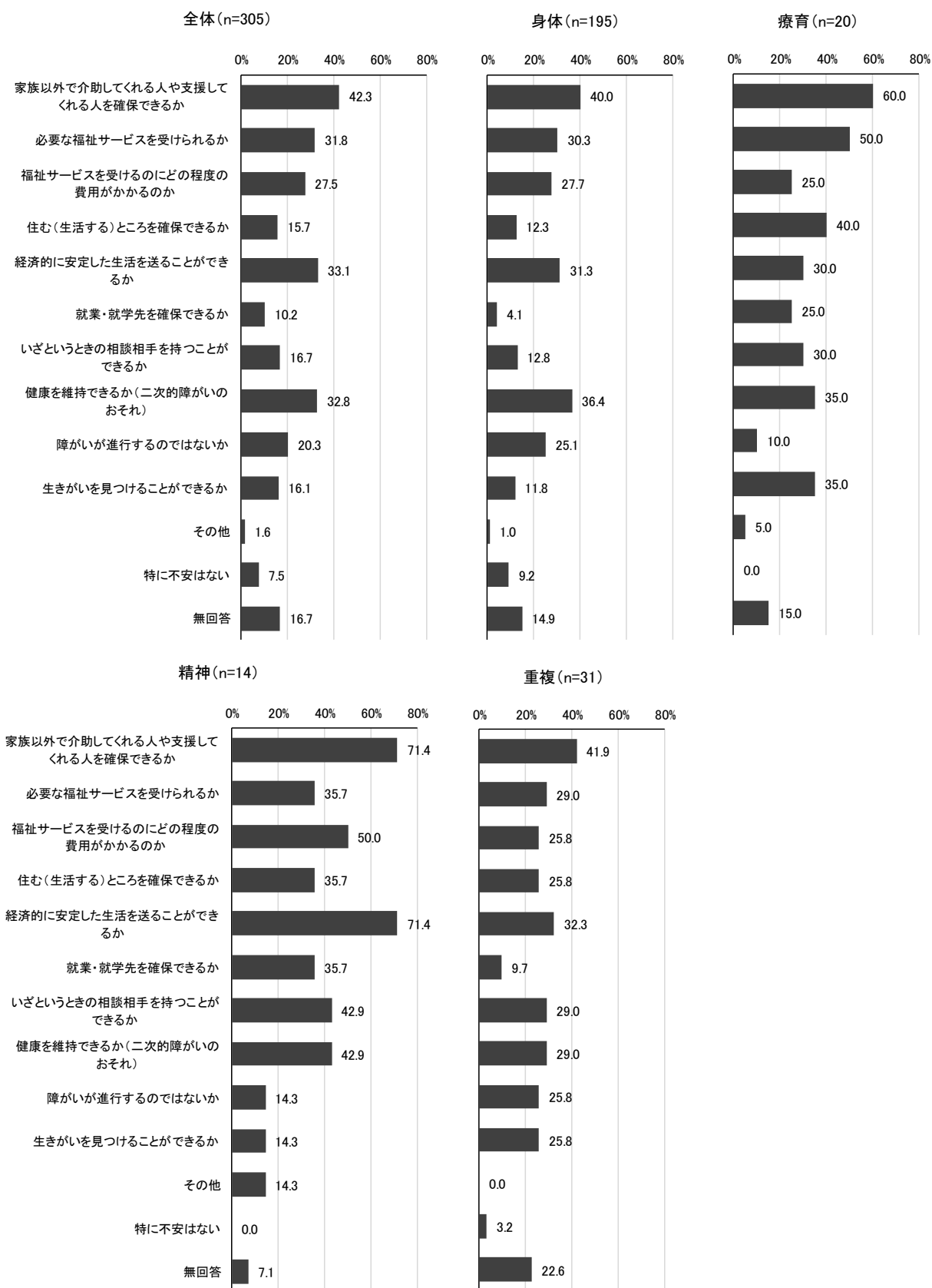
障がい者にとって高浜町の暮らしやすさについては、“暮らしやすいと感じている人”（「とても暮らしやすいまちだと思う」＋「暮らしやすいまちだと思う」）は身体では52.8%、療育では40.0%、精神では35.7%、重複では29.1%となっています。また、精神や重複では“暮らしにくいと感じている人”が“暮らしやすいと感じている人”を上回っています。

将来の生活に対する不安については、いずれの障がいにおいても「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」が最も多くなっています。また、精神では「経済的に安定した生活を送ることができるか」も多くなっています。

■障がい者にとって高浜町の暮らしやすさ（問40）



■将来の生活に対する不安（問 41）

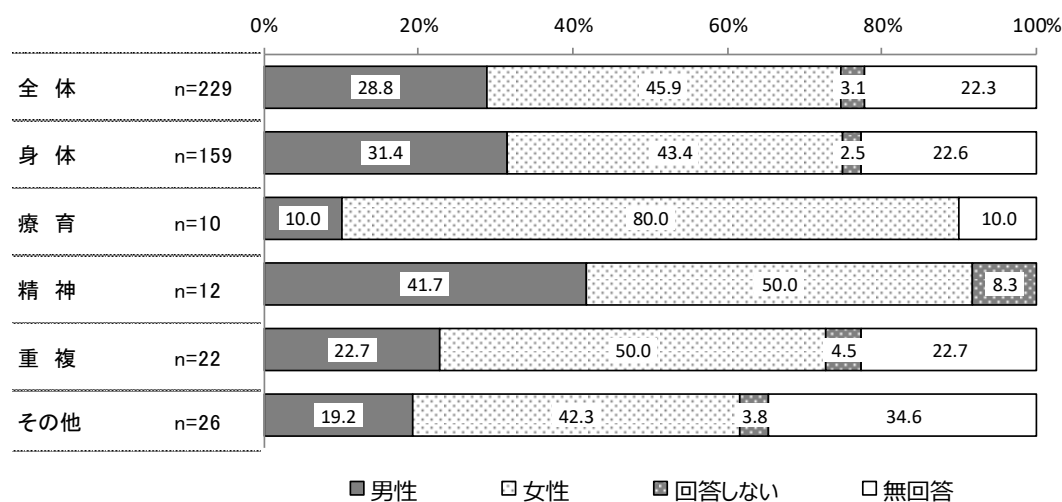


主に介助している方の性別については、「男性」が28.8%、「女性」が45.9%となっており、女性の介助者が多くなっています。

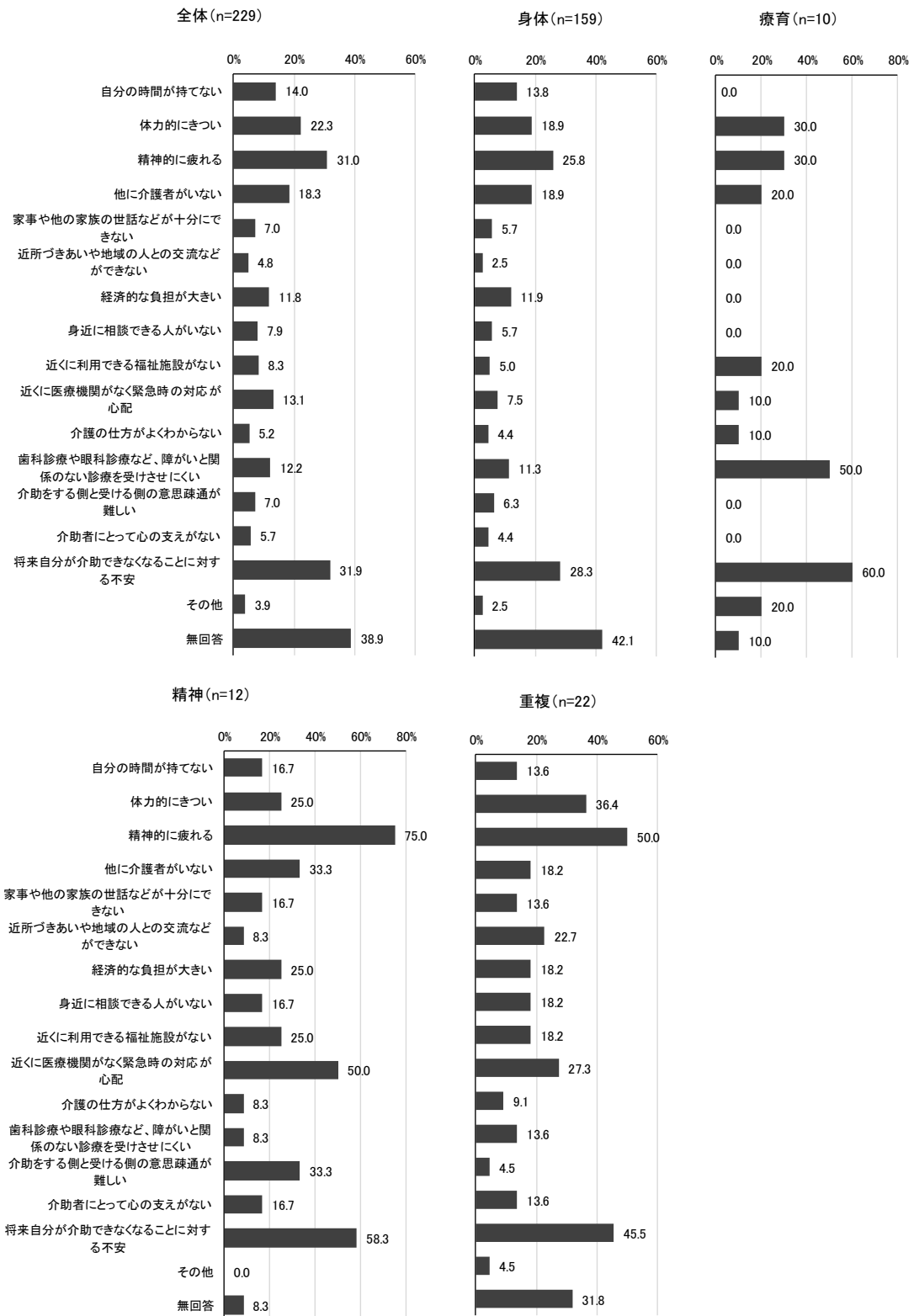
主な介助者の方が介助する上での悩みや問題については、身体、療育では「将来自分が介助できなくなることに対する不安」が最も多くなっています。精神、重度では「精神的に疲れる」が最も多くなっており、介助者の負担を軽減するような取り組みが必要です。

■主な介護者について（問 42）

①性別



②介護する上での悩みや問題

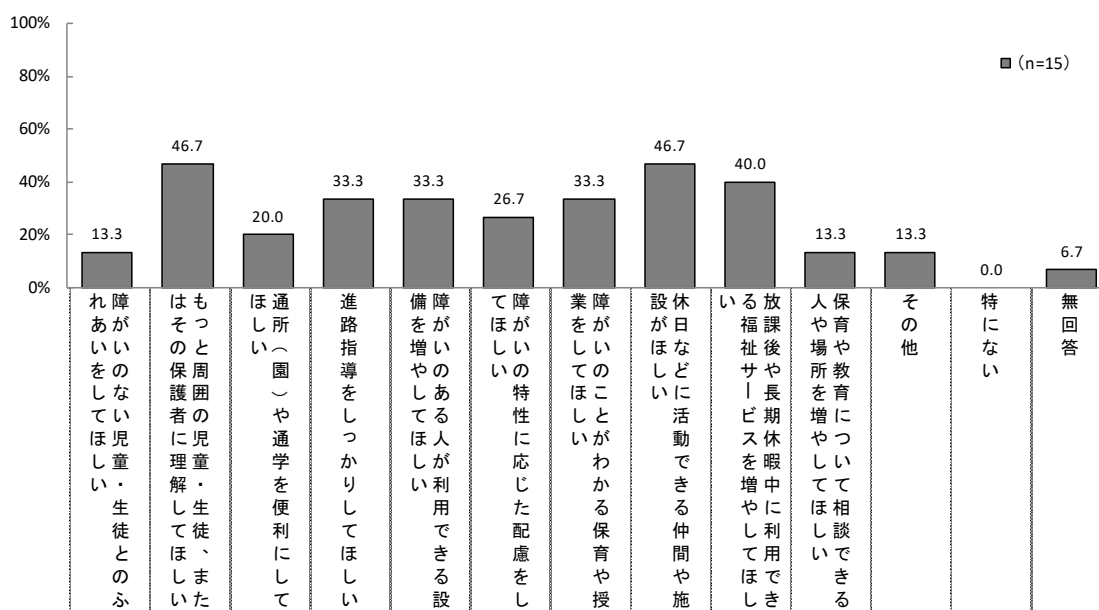


(10) 教育・保育について

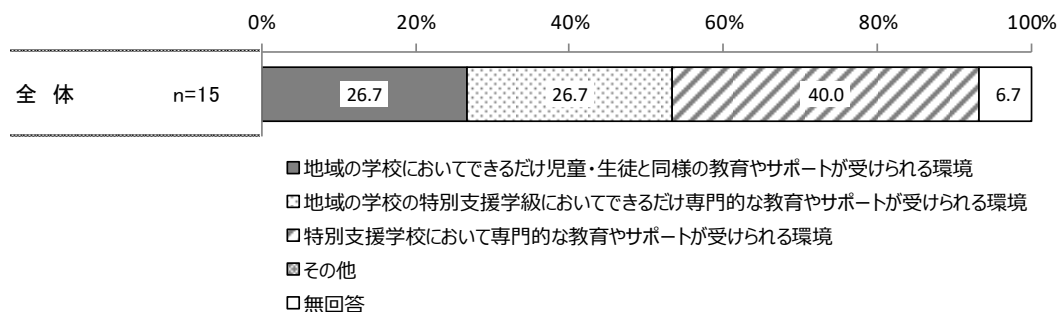
保育や教育について今後必要だと思うことについては、「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」が46.7%と最も多く、次いで「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスを増やしてほしい」が40.0%となっています。

望ましい就学環境については、「特別支援学校において専門的な教育やサポートが受けられる環境」が40.0%と最も多く、次いで「地域の学校においてできるだけ児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる環境」「地域の学校の特別支援学級においてできるだけ専門的な教育やサポートが受けられる環境」が26.7%となっています。

■保育や教育で必要なこと（問45）



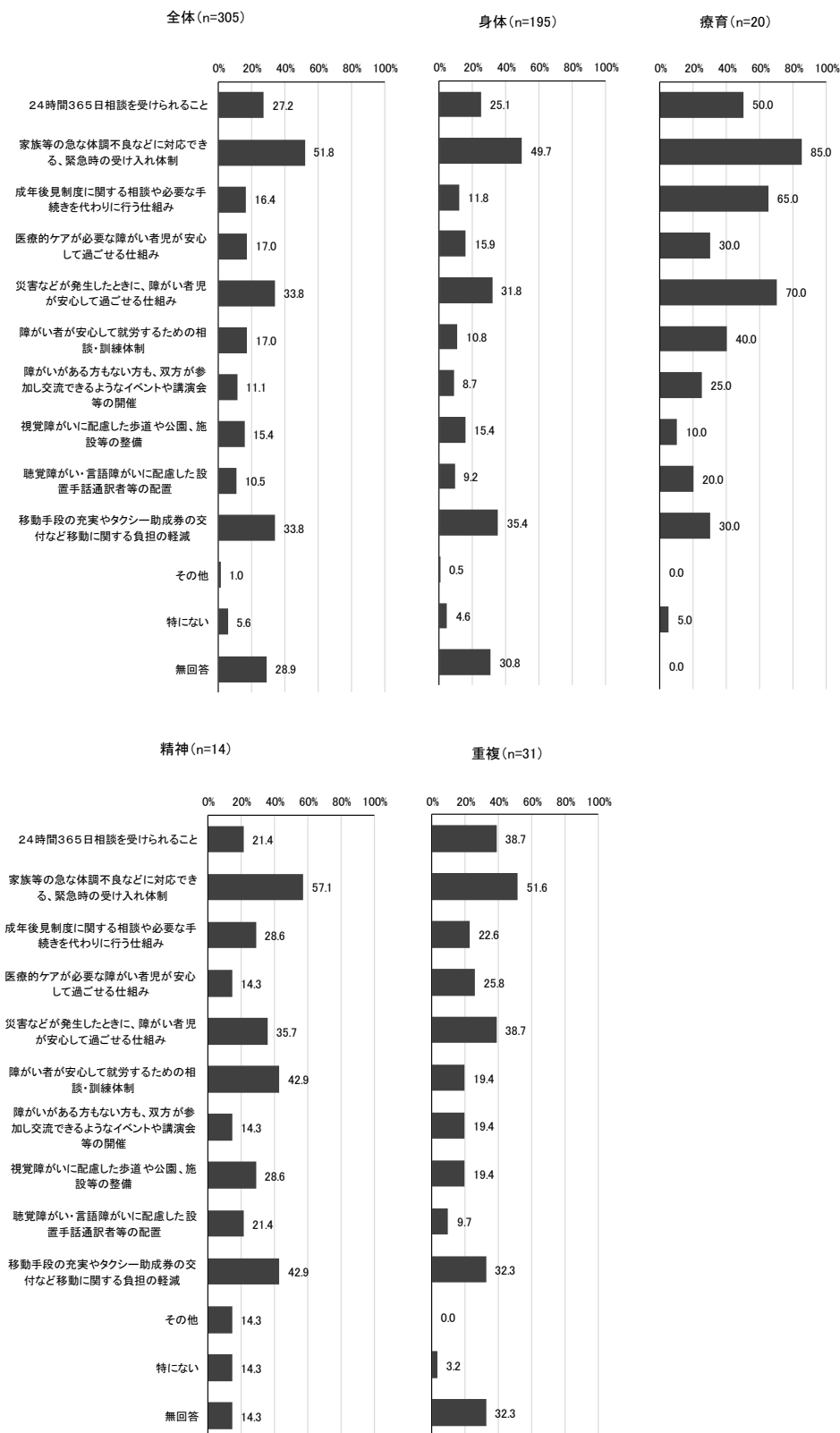
■望ましい就学環境（問46）



(11) 障がい福祉全般について

これからも地域で安心して生活していくために必要な体制や仕組みについては、いずれの障がいにおいても「家族等の急な体調不良等に対応できる、緊急時の受け入れ体制」が最も多くなっています。

■地域で安心して生活していくために必要な取り組み（問 47）



◆ 第4章 障害者基本計画 ◆

1. 施策の方向

(1) 理解と交流の促進

障がいや障がいのある人に対する差別や偏見の解消を図り、障がいのある人にとっての「社会的障壁」を取り除くため、広報・啓発活動や、地域において日常的に交流・ふれあいができる場づくりを推進します。

(2) 障がいのある子どもに対する福祉と教育の充実

障がいのある子どもに対する保育、療育の実施にあたっては、それぞれが必要とする支援の内容を把握し、各関係機関が連携した支援体制を構築します。また、個性と可能性を伸ばし、将来地域で暮らしていくことができるよう、インクルーシブ教育^{*}の理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学び合い、育ち合う教育を推進するとともに、一人ひとりの特性、能力に応じた適切な教育をさらに推進します。

※インクルーシブ教育…人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人が精神的および身体的な能力等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組み

(3) 保健・医療・福祉の充実

障がいのある人の一人ひとりの状況を把握し、適切なサービスにつなげていけるよう、保健・医療・福祉の一体的な連携体制づくりと、事業所等との効果的な連携体制づくりを推進します。また、障がいや疾病があっても、住み慣れた地域で心豊かに健やかに安心して暮らすことができるよう、自立生活に必要な保健・医療・福祉サービスを適切に受けられる環境の整備を推進します。

(4) 雇用・就労の促進

障がいのある人が生きがいを持って社会参加するために、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォロー等、就労を支援する体制を整備するとともに、就労系サービスの充実を図り、障がいの特性等に合わせて選択できるような環境づくりを進めていきます。

(5) 生活環境の整備

住居、交通、防犯・防災対策、生きがいづくり等、障がいのある人を取り巻く環境全般の充実を図り、豊かな地域生活を支援します。

2. 施策体系

基本目標	施策の方向	基本施策
心豊かな暮らしを支えるきめ細やかな障がい福祉のまち	(1) 理解と交流の促進	① 広報・啓発活動の推進
		② 福祉教育の推進
		③ 差別の解消・権利擁護の推進
		④ 行政機関等における配慮および障がい者理解の促進等
		⑤ 交流・ふれあいの場づくり
		⑥ ボランティア活動の推進
	(2) 障がいのある子どもに対する福祉と教育の充実	① 療育・保育・教育の充実
		② 教育支援体制の充実
		③ 放課後等の居場所づくりの充実
	(3) 保健・医療・福祉の充実	① 総合的な保健・医療・福祉サービスシステムの充実
		② 相談・情報提供体制の充実
		③ 保健・医療体制の整備
		④ 生涯を通じた健康づくりの推進
		⑤ 障害福祉サービスの充実
		⑥ 生活支援策の充実
	(4) 雇用・就労の促進	① 雇用の促進
		② 安定的就労に向けた支援の充実
		③ 多様な就労の場の確保
	(5) 生活環境の整備	① 福祉のまちづくりの推進
		② 快適な住環境の整備
		③ 移動・交通手段の確保
		④ 選挙における配慮
		⑤ 防犯・防災体制の推進
		⑥ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

■重点施策

- (1) 地域共生社会の実現に向けた意識啓発、地域交流の環境づくり
- (2) 相談・情報提供体制の充実
- (3) 障がいのある人のニーズを踏まえたサービスの充実と福祉人材の育成・確保
- (4) 就労支援の充実
- (5) 障がいのある子どもへの支援体制の充実

3. 重点施策の方向

(1) 地域共生社会の実現に向けた意識啓発、地域交流の環境づくり

障がいのある人もない人もお互いが人格と個性を尊重しながら、支えあう地域共生社会の実現を目指していきます。そのため、地域、学校、家庭等あらゆる場面での啓発や交流を進めていきます。また、障がいのある人が参加しやすい文化・スポーツ・レクリエーション等の機会の充実を図ります。

■取り組み内容

施策の方向	基本施策
(1)理解と交流の促進	① 広報・啓発活動の推進
(5)生活環境の整備	③ 移動・交通手段の確保
	⑥ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

(2) 相談・情報提供体制の充実

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、本人や家族の意思を尊重し、必要な福祉サービス等の支援につなげる役割を果たす相談支援が重要です。

地域の身近な相談窓口や専門相談機関の充実を図るとともに、複合的な問題を抱えた相談者に適切に対応し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じて一貫した支援を提供するため、各関係機関との連携強化に取り組みます。

情報提供については、手帳取得時にサービスの説明があるものの、それ以降はサービスの利用者以外はあまり周知がされていないのが実情です。そのため、定期的にわかりやすいパンフレット等での情報提供に努めます。

■取り組み内容

施策の方向	基本施策
(3)保健・医療・福祉の充実	② 相談・情報提供体制の充実

(3) 障がいのある人のニーズを踏まえたサービスの充実と福祉人材の育成・確保

生活を支援するサービスの充実、就労支援等、ライフステージに応じた総合的な支援体制が求められています。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ニーズを踏まえたサービス提供の充実に取り組みます。また、サービス提供の充実を図るためには、障がい福祉に携わる人材の育成・確保が必要であり、そのための方策を若狭地区障害児・者自立支援協議会等と連携を図りながら検討し、実施していきます。

■取り組み内容

施策の方向	基本施策
(3)保健・医療・福祉の充実	⑤ 障害福祉サービスの充実

(4) 就労支援の充実

働くことは、生活していくための収入を得るだけでなく、人生の生きがいにつながる重要な意味を持っています。そのため、地元の企業や店舗等での働く場の創出と若狭地区障害児・者自立支援協議会等との連携を深め、障がいのある人の就労支援につなげていきます。

■取り組み内容

施策の方向	基本施策
(4)雇用・就労の促進	① 雇用の促進
	② 安定的就労へ向けた支援の充実
	③ 多様な就労の場の確保

(5) 障がいのある子どもへの支援体制の充実

障がいのある子どもへの、乳幼児期から高齢期までの一貫した相談支援、発達支援、就労支援等の支援体制の充実を図ります。特に、保育所の保育士、学校の教職員が適切な指導・支援を行えるように連携を図ります。

また、発達障がいのある子どもの早期発達支援のため、療育・保育・教育の連携を図り、相談体制やアセスメント体制の充実を図ります。

■取り組み内容

施策の方向	基本施策
(2)障がいのある子どもに対する福祉と教育の充実	① 療育・保育・教育の充実
	② 教育支援体制の充実
	③ 放課後等の居場所づくりの充実

4. 具体的な取り組み

(1) 理解と交流の促進

現状と課題

(アンケート結果から)

- ◆障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことについては、約4人に1人が経験しており、外出中や住んでいる地域、学校・職場等で多くみられます。こうした状況を解消するためにも、障がいの特性や障がいのある人への正しい理解を深め、障がいのある人もない人も相互理解が重要となっています。

(ヒアリング調査等の結果から)

- ◆NPO法人おひさまでは、余暇活動の一環として民生委員や他団体と協力して、交流運動会やクリスマス会等を開催しています。また、福祉ボランティアの受け入れ等を行っています。

(町等の取り組み状況)

- ◆2020年度（令和2年度）からヘルプマークの配布および普及啓発を図るため、目に見えにくい内部障がい等をお持ちの方への配慮について、広報たかはまおよび町ホームページに関連記事を掲載しました。
- ◆障がいのある人の情報入手手段を確保するため、広報たかはまや町のホームページを活用し、分かりやすい情報提供に努めています。
- ◆障がい者差別解消については、若狭地区障害児・者自立支援協議会における地域生活支援部会において、行政、事業所、親の会等の各関係団体および関係機関に対し、共生社会の推進や差別解消に関する研修会を開催しています。
- ◆成年後見制度利用促進については、広報たかはまを活用した周知・啓発を行うとともに、町内外事業所等との権利擁護に関するネットワークの構築・研修会を実施し、連携の強化を図っています。
- ◆2019年度（令和元年度）に、高浜町障がい者等理解促進研修・啓発事業実施要綱を制定し、町職員向けに共生社会推進講座や手話ミニ講座等の研修会開催や、広報たかはまに共生社会の実現等に関連する記事を掲載し啓発事業を実施しました。
- ◆高浜町社会福祉協議会では、ボランティアセンターの運営やボランティアの育成等を実施しています。

基本的な施策

① 広報・啓発活動の推進 重点(1)	
広報紙、ホームページ等の活用	広報たかはまや町のホームページ等をはじめ、あらゆる媒体を活用し、障がい等について理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。
「障害者週間」等の周知	「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）の認知度を高め、ノーマライゼーションの理念の普及を図ります。
障がいへの理解促進	内部障がいや精神障がいのある人、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者等、まだ理解の進んでいない障がいについて、理解の促進に努めます。
当事者やその家族への意識啓発	障がいのある人やその家族が、制度やサービスの内容について関心を持ち、適切なサービスの利用に結びつくことができるように、広報たかはまや町のホームページ等を活用し、広報・啓発活動を推進します。
各種啓発資料の作成	障がいの特性や障がいのある人に対する理解促進のため、広報たかはまや町のホームページを活用し、啓発内容等を掲載して周知を図ります。また、障がい者団体と連携し、各種障がい者団体の取り組みや活動を周知することで、理解促進に努めます。
講習会、講演会等の実施	若狭地区障害児・者自立支援協議会の主催による講演会とタイアップしながら今後も継続的な啓発活動の実施に努めます。

② 福祉教育の推進	
学校等における福祉教育の推進	障がいのある人を取り巻く問題を含めた人権に対する理解と認識を高めるため、学校等における福祉教育を推進します。
交流教育の推進	小・中学校と特別支援学校との交流や、障がい者団体等との交流を推進し、相互理解を深めます。
生涯学習事業等における福祉教育の推進	公民館等で開催する生涯学習事業等において、手話講座等身近な講座から福祉への関心を高められるよう、福祉教育を推進します。

③ 差別の解消・権利擁護の推進	
障がい者差別解消への取り組みの充実	「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念に基づいて、理解促進を図ります。また、2016年（平成28年）4月に施行された「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人への差別解消にかかわる啓発に努めるとともに、法制度等に基づく取り組みを推進します。
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の推進	高浜町社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）について、制度の浸透に努めます。
成年後見制度の普及・啓発・利用促進	第3期高浜町地域福祉計画内に位置づけられる高浜町成年後見制度利用促進基本計画に基づき、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人の権利を守ることができるよう、成年後見制度の普及・啓発・利用促進を図ります。
障がい者虐待への対応	若狭地区障害児・者自立支援協議会や基幹相談支援センター等と連携し、虐待防止に関する体制の充実を図るとともに、障がい者虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を行います。

④ 行政機関等における配慮および障がい者理解の促進等	
事務・事業の実施における合理的配慮の推進	事務・事業の実施にあたっては、「障害者差別解消法」に基づき、必要な社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。
窓口業務等における配慮の推進	窓口等における対応の充実を図るため、障がいのある人への配慮について学ぶ機会の増加に努めます。

⑤ 交流・ふれあいの場づくり	
障がいのある人自身の参加促進	障がいのある人自身に対し、町のイベントや地域活動等への積極的な参加を促します。
障がい者団体等への支援	各障がい者団体等の主体性を尊重しながら、情報提供やネットワークづくり等を通じ、活動を支援します。
地域福祉の推進	高浜町社会福祉協議会等と連携し、地域の助け合い、支え合い活動を促進します。

⑥ ボランティア活動の推進	
ボランティアに携わる人材の育成	地域で活動する人材の発掘・育成を進めます。また、ボランティア活動を活発にするために、指導者的人材の発掘・育成について検討します。
ボランティア活動への支援	ボランティア活動をより活性化するため、活動の場や情報の提供等により、活動を支援していきます。
情報提供・ネットワーク化の促進	ボランティア団体の活動状況等についての情報収集および提供を積極的に行う等、ボランティア団体間のネットワーク化を促進します。

(2) 障がいのある子どもに対する福祉と教育の充実

現状と課題

(アンケート結果から)

- ◆アンケート調査結果では、保育や教育について、「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスを増やしてほしい」という意見が多くみられました。

(ヒアリング調査等の結果から)

- ◆NPO法人おひさまでは、2020年(令和2年)4月から相談支援事業所を開設しており、障がいのある子どもや発達障がいのある子どもについて、子育ての悩みがあれば、相談支援事業所に連絡してほしいという意見がありました。

(町等の取り組み状況)

- ◆本町では、相談支援専門員等のコーディネートのもと、医療機関やサービス事業所、保育所・学校等が支援の方向性と役割分担を明確にし、それぞれの場で適切な支援が行われています。
- ◆特別支援教育に関する校内委員会を中心に学校全体で支援体制を作り取り組んでいます。また、保護者、関係機関と連携しながら一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を進めています。
- ◆特別支援教育コーディネーターを配置し、保護者との面談、児童生徒の観察、校内支援会議を行い、児童生徒に適した支援を行っています。
- ◆就学に向けての教育支援については、保護者、関係機関と連携しながら、一人ひとりに応じた指導を行っています。また、支援を必要とする幼児・児童の就学時の不安を取り除くため特別支援学級、特別支援学校等の見学を実施しています。
- ◆子どもの放課後等の支援として、学童保育の他に、療育等の支援を受けることができる放課後等デイサービスや日中一時支援事業を実施しています。

基本的な施策

① 療育・保育・教育の充実 重点(5)	
療育体制の整備・充実	子育て支援の基幹となる高浜町子育て世代包括支援センター「kurumu」と連携し、発達支援が必要な児童の情報共有やサービス利用申請についての勧奨を図り、早期に児童発達支援等のサービスを利用できるように療育支援体制の充実を図ります。
保育・教育の充実	身近な地域で、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、受け入れ体制の整備、保育士や保育教諭、教職員の専門性の向上、加配職員の配置、保育・教育内容の充実を図ります。
特別支援教育の推進	特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育内容の充実に努めます。 また、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級から特別支援学校へとつながる「多様な学びの場」の充実を図ります。 さらに、個別の支援計画に基づき、就学前から中学校卒業までの一貫した支援体制の整備に努めます。
特別支援教育コーディネーターの配置	特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を定期的に開催し、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の実態把握や支援方法等の検討を行います。
教職員研修の充実	特別支援教育について、教職員への研修を行い、指導力の向上を図ります。
保育・教育・福祉との連携	保育所や認定こども園、小学校等を利用している児童が、利用先で集団生活に適用するための専門的な支援を必要とする場合、支援の必要な児童に適切なサービス利用に結びつくように相談支援専門員等と連携し、サービス内容や事業所について周知することで、更なるサービス利用促進を図ります。

② 教育支援体制の充実 重点(5)	
就学に向けた教育支援	保護者をはじめ、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた適正な就学指導に努めます。
教育相談の充実	保護者の教育上の悩みや不安を解消し、障がいのある子ども一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、学校・家庭・関係機関が連携し、教育相談の充実を図ります。
進路支援体制の充実	学校・行政・公共職業安定所・企業の連携を強化し、障がいのある子どもの状況に適した進路指導を行います。

③ 放課後等の居場所づくりの充実 重点(5)	
放課後等デイサービスや日中一時支援事業等の実施	障がいのある児童・生徒の居場所づくりのために、小学生から高校生までが、特別支援学校等の放課後や長期休業期間等に身近なところで活動できる場の確保を図ります。
学童保育の充実	昼間、保護者が不在の児童が、放課後の時間を安全に楽しく過ごせるよう、関係機関等が連携し学童保育の充実を図ります。

(3)保健・医療・福祉の充実

現状と課題

(アンケート結果から)

- ◆将来の生活に対する不安については、「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」「経済的に安定した生活を送ることができるか」「健康を維持できるか（二次的障がいのおそれ）」が多くみられ、親亡き後の支援や生活、ご本人の健康について主な不安となっています。
- ◆主な相談先については、家族や親せきが最も多く、それ以外ではかかりつけの医師や看護師、友人・知人等、それぞれの生活で身近な人や場所が相談先になっています。このように、悩みや困りごと等の相談ができる人もいるものの少数ですが相談相手がない人もいるため、高浜町保健福祉センターの窓口、基幹相談支援センターや相談支援事業所等の気軽に何でも相談できる場所の周知が必要となります。
- ◆障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先については、身体障がい者は「町役場等の行政機関の広報誌」、「サービス事業所の人や施設職員」、精神障がい者は「かかりつけの医師や看護師」がそれぞれ多くなっています。
- ◆今後利用したい障害福祉サービスについては、生活介護、日中一時支援事業、自立訓練、児童に対するサービスについては、放課後等デイサービス、児童発達支援が多くみられました。

(ヒアリング調査等の結果から)

- ◆町内の生活介護サービス事業所は、高浜町社会福祉協議会が事業運営している基準該当生活介護サービス事業所の一箇所しかなく、多くの方は町外の事業所を利用しています。生活介護事業所での日中活動の場として、需要が高まっているとの意見があり、特に重度の方の利用において、受け入れ事業所がない等行き場がない方がいるとの意見がありました。

(町等の取り組み状況)

- ◆高浜町保健福祉センターは、身近な地域での総合相談機関として機能しています。障がいをお持ちの方や児童の発達支援に関する相談等、住民一人ひとりの状況に合わせて必要な支援が受けられるように、適切に担当窓口につなぐことができる体制を担っています。その他に、基幹相談支援センターや相談支援事業所2か所と委託契約し、障がい者相談窓口として設置しています。
- ◆障害福祉サービスパンフレットはありますが、作成して年月が経っているため、最新の情報が記載されたものに刷新する必要があります。
- ◆地域生活支援事業や補装具給付事業等については、各事業内容における周知につい

て十分であるとは言えず、更新時や該当者への周知が課題となっています。同様に、自立支援医療制度についても、医療機関側からの説明等により申請に至るケースがほとんどであり、町からの周知方法を検討する必要があります。

基本的な施策

① 総合的な保健・医療・福祉サービスシステムの充実	
総合的な支援体制の構築	高浜町保健福祉センターの一体的な機能を生かし、保健・医療・福祉間の連携・協力体制を強化します。
保健・医療体制の充実	近隣の医療機関および若狭健康福祉センター等との連携を強化し、保健・医療サービスの向上を図ります。

② 相談・情報提供体制の充実 重点(2)	
身近な地域における相談機能の強化	身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等の協力のもと、身近な地域での相談機能の強化と相談窓口の周知を図ります。
高浜町保健福祉センターにおける総合相談窓口の設置	障がいのある人や家族が抱えるあらゆる問題について、生涯にわたる一貫した相談支援を実施するため、高浜町保健福祉センター内の保健福祉課において、保健・医療・福祉間および高浜町社会福祉協議会・障害福祉サービス事業所等と連携を図りながら、きめ細かな総合相談窓口の設置を推進します。
ケアマネジメント体制の充実	必要に応じて、複数のサービスを適切に結びつける等、総合的かつ継続的な支援を行うために、相談支援事業として、セルフケアマネジメントの視点も十分に配慮した「サービス等利用計画」の作成を利用者とともにを行い、サービス利用を支援します。
専門相談機能の充実	福井県精神保健福祉センター、福井県発達障害児者支援センター（スクラム福井）、福井県難病支援センター、福井県高次脳機能障害支援センター（福井総合病院）等との連携を図ることで、個別のニーズに応じた相談支援を行います。また、相談支援が必要な人に情報提供できるように周知を図ります。
地域移行・地域定着の支援体制の強化	入所施設や精神科病院から地域への移行と定着を促進するため、地域移行・地域定着を支援する指定一般相談支援事業所を設置しています。退院から地域移行・地域定着・サービス調整までの支援について連携を図りながら協働で行っていきます。

住民と行政との協力体制の強化	障がいのある人や介助者の要望、悩み等について、若狭地区障害児・者自立支援協議会等と連携し、住民と行政がともに障がい者福祉について考えられる場づくりを図ります。
障害福祉サービス等に関するパンフレット等の作成	障がい福祉に関する各種施策を総合的にまとめたパンフレットを最新の情報に更新し、作成します。また、手帳更新時に定期的に各種サービスの情報提供を行います。

③ 保健・医療体制の整備

医療費助成制度等の実施	重度障害者等医療費助成事業や自立支援医療制度による公費負担を行うとともに、制度の周知に努めます。
難病患者への支援	難病患者とその家族の療養上の不安や、介護の負担を軽減する等適切な支援に努めます。 また、難病患者やその家族が安心して在宅生活を送れるよう、居宅介護等の訪問系サービスや日常生活用具の給付等、必要なサービスの提供に努めます。
精神保健福祉施策の推進	医療機関、障害福祉サービス提供事業者との連携を図り、精神疾患の早期発見・早期治療と円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。

④ 生涯を通じた健康づくりの推進

母子保健事業の推進	健診については、継続して受診できる体制の確保、早期発見のためのスタッフの質の向上に努めます。発達支援については、乳幼児発達支援事業・保育カウンセラー事業を活用し、保育所・認定こども園・嶺南教育事務所等と連携し保護者に寄り添いながら支援を進めていきます。
保健事業の推進	特定健診や保健指導の場を活用した体重記録表と血圧記録表の利用促進を図り、セルフモニタリングをする人を増やし、血圧や肥満が原因の生活習慣病予防に努めます。効果のある保健指導を実施していくため、プログラムの開発、スタッフの資質向上に努めます。
健康づくりの推進	2018年度（平成30年度）策定の第3次たかはま健康チャレンジプランに沿って、今後は、「社会参加・つながり」を焦点に保健分野だけでなく、多岐にわたる分野と連携・協働し、効果的な健康増進施策を展開していきます。

⑤ 障害福祉サービスの充実 重点(3)	
「障害者総合支援法」の周知	利用者が適切なサービス利用ができるよう、パンフレットや広報たかしまへの掲載を通じて「障害者総合支援法」の周知に努めます。
地域生活支援事業の推進	「相談支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」等の地域生活支援事業を実施し、障がいのある人やその家族の地域生活を支援します。
介護給付にかかるサービスの推進	自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付にかかる各サービスの提供と基盤整備を進めます。
訓練等給付にかかるサービスの推進	自立した社会生活を営むことができるよう、訓練等給付にかかる各サービスの提供と基盤整備を進めます。
補装具事業の実施	身体機能を補完または代替し、日常生活をしやすくするため、補装具の給付や修理を行います。
自立支援医療制度（精神通院）の給付	日常生活能力を回復するための医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている方の医療費を給付します。
強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する適切な支援の実施	強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する適切な支援ができるよう、様々な関係機関と連携を図りながら体制整備を進めます。
依存症対策の推進	アルコール、薬物およびギャンブル等をはじめとする依存症対策について、依存症に対する誤解および偏見を解消するための啓発を行うとともに、相談支援についても様々な関係機関と連携を図り支援体制の整備を進めます。
障害福祉人材の育成・確保	サービス事業所等でのボランティア活動等を通じて、障害福祉サービスに携わる機会を創出し、人材育成と定着を図ります。また、若狭地区障害児・者自立支援協議会等と連携し、人材育成や人員確保についての専門委員会の立ち上げや、仕事をしていない有資格者の掘り起こし等について、福井県等と協力のうえ取り組みます。
介護保険事業および高齢者福祉との連携	高齢障がい者へのサービス提供は、介護保険サービスと障害福祉サービスとの連携のうえで実施しており、今後も必要なケースに応じて相互に効果的な支援を行っていきます。
給食サービスの充実	在宅生活での食事提供の安定を図るため、高浜町社会福祉協議会が実施する食支援サービスの継続・拡充に協力し、必要な方へのサービス利用の促進を図ります。

⑥ 生活支援策の充実

各種手当の周知

「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」について、広報たかはま等において周知を図り、対象者への支給申請を促します。

(4) 雇用・就労の促進

現状と課題

(アンケート結果から)

○障がい者の就労支援として必要なこととして、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」「職場の障がい者理解」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」となっています。障がい別で見ると、身体障がい者、精神障がい者、重複障がい者では「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が最も多くなっています。また、重複障がい者では「職場の障がい者理解」、知的障がい者では「通勤手段の確保」、精神障がい者では「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「職場の障がい者理解」が多くなっています。このように障がい種別によって就労環境に対するニーズが多様であり、障がいに応じた働く環境の整備が課題となります。

(ヒアリング調査等の結果から)

◆町内に障がい者就労支援事業所がなく、就労する人は親の送迎か、JRで通わなければならない、JRを利用する人は交通費がかかるため経済的負担が大きいという意見がありました。

(町等の取り組み状況)

- ◆雇用に関する相談は、公共職業安定所、就業・生活支援センター等で行われており、就職後の職場定着を図るための相談・援助体制の確立等に引き続き取り組みます。
- ◆本町においては、町内にあるリサイクルセンターをはじめ、近隣の市町に就労支援事業所があり、これらの施設が障がいのある人にとっての日中活動の場、社会生活での自立支援の場等として、重要な役割を担っています。今後も若狭地区障害児・者自立支援協議会等と綿密に連携し、雇用を創出していく必要があります。
- ◆就労支援サービスの提供については、第5期計画目標において利用者の目標数が6人に対し、現在12人、一般就労者の目標数が1人に対し、3人の実績がありました。
- ◆若狭地区障害児・者自立支援協議会の就労支援部会において、各関係機関で構成されるジョブガイダンス実行委員会により、毎年企業見学会や模擬面接等のジョブガイダンスを実施しています。特に特別支援学校の生徒さんが就職面接を受けるうえで実践的な模擬面接を毎年実施しています。

基本的な施策

① 雇用の促進 重点(4)	
就労支援体制の強化	就労支援のネットワークを構築するため、県、公共職業安定所、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、商工会等、労働・福祉関係機関との連携強化を図ります。
一般企業への啓発・雇用拡大の促進	厚生労働省が実施する「障がい者雇用に関する優良な中小企業に対する認定制度（もにす認定制度）」について、認定されるメリット等を関係機関と連携して周知していきます。
公共機関における雇用拡大の推進	障がい者雇用の法定雇用率については、今後更なる法定雇用率の引き上げが予定されており、継続して公共職業安定所等の関係機関と連携し、募集・採用に努めていきます。
「障害者総合支援法」に基づく就労支援の推進	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援サービスの利用を、引き続き促進していきます。
各種助成制度の周知	公共職業安定所との連携のもと、企業に対して、「特例子会社制度」や各種助成制度の周知および活用の促進を図ります。
② 安定的就労へ向けた支援の充実 重点(4)	
就労に関する相談体制の充実	就労・雇用に関する相談に対して、適切な指導・助言や情報提供が行えるよう、県、公共職業安定所、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、行政における連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
ジョブコーチ等就労支援の推進	働く場において、雇用の前後を通じ、障がいのある人と企業の双方を支援するジョブコーチの周知を図り、利用の促進を図ります。
障がい者トライアル雇用の促進	企業に対して、障がいのある人を一定期間試用雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行う障がい者トライアル雇用について、公共職業安定所を通じて実施を働きかけていきます。
③ 多様な就労の場の確保 重点(4)	
就労継続支援事業所等の運営基盤強化への支援	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、調達方針を作成し、目標を定めることや、福祉施設からの製品の購入や業務委託についての計画を作り、毎年実績を公表します。また、障がいのある人を支援する事業所等で作られた製品の品質の向上、生産力の向上、官民をあげた発注の拡大等、利用者の工賃向上に向けた取り組みを支援します。

(5) 生活環境の整備

現状と課題

(アンケート結果から)

- ◆希望する暮らしを送るためには、必要な支援については、「経済的な負担の軽減」「在宅で医療的ケア等が適切に得られること」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が多くみられました。障がい別でみると、身体障がい者では「在宅で医療的ケア等が適切に得られること」、知的障がい者や重複障がい者では「緊急時の施設での受入れ体制の充実」、精神障がい者では「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。このように在宅で医療的ケアや障害福祉サービスを利用して安心して暮らすこと、緊急時の受け入れ体制等が望まれています。また、「緊急時の施設での受入れ体制の充実」については、本町のみでは実現が難しく、広域的な対応を検討する必要があります。
- ◆外出時に困ることについては、「道路や駅に階段や段差が多い」「公共交通機関が少ない(ない)」「列車やバスの乗り降りが困難」「困った時にどうすればいいのか心配」が多くみられ、道路・駅のバリアフリーや公共交通機関の整備が求められています。
- ◆災害時における一人での避難については、「できる」が31.5%、「できない」が39.3%となっています。ひとりで避難できない人は知的障がい者や重複障がい者では5割を超えています。
- ◆火事や地震等の災害時に困ることについては、「安全なところまで、迅速に避難することができない」「避難場所の設備や生活環境が不安」「投薬や治療が受けられない」等が多くなっており、緊急時の避難支援体制や避難所の環境整備等が課題となります。

(ヒアリング調査等の結果から)

- ◆災害時に避難する上で、介助を要する人について各地区・班ごとに把握できていないことや避難所での配慮が必要な方のイメージが出来ていないことが指摘されています。

(町等の取り組み状況)

- ◆本町では、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」（以下、「バリアフリー新法」という）や「福井県福祉のまちづくり条例」等に基づき、住民、企業等の理解や協力を得ながら、公共交通機関、道路、公園、建築物等のバリアフリー化を進めています。
- ◆2016年（平成28年）および2018年（平成30年）に町営住宅の緑ヶ丘1・2号棟1階部分の居室の改修を行った際にバリアフリー化を図りました。今後改修を行う際はバリアフリー化を進めていく必要があります。
- ◆移動支援については、利用を希望される方からの申請により、地域生活支援事業受

給者証を発行し、適切に移動支援事業が利用できるようにサービスを提供しています。町内にあるオンデマンドバス「赤ふんバス」の利用においても利用者が増加しています。また、高浜町社会福祉協議会による福祉有償運送移送サービスにおいて、2020年（令和2年）10月から利用対象者の拡充や専用車両数の増加により更に利用しやすくなっており、町内の移動支援の充実が図られています。

- ◆避難行動要支援者名簿は作成を完了していますが、本名簿を活用した支援をより確実なものとするため、避難支援関係者へ名簿情報を提供することにより、平常時からの見守り、安否確認・避難支援に取り組む地域支援体制を構築する必要があります。
- ◆障がい者も参加できるスポーツ教室を開催し始めていますが、本町のみでは競技人口も少なく、指導者も十分でないことが課題となります。

基本的な施策

① 福祉のまちづくりの推進	
公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設にあたっては、「バリアフリー新法」や「福井県福祉のまちづくり条例」等に基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を行います。 また、施設の整備にあたっては、利用形態、利用者の特性等を把握した上で、障がい者用トイレ、オストメイト対応トイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターの設置等を推進します。
民間施設への啓発	民間施設の整備にあたっては、「バリアフリー新法」や「福井県福祉のまちづくり条例」等の周知を図るとともに、これらの法律や条例に基づき、障がいのある人等に配慮した施設整備を行うよう指導、助言します。
② 快適な住環境の整備	
町営住宅の整備	障がいのある人をはじめ、だれもが地域で安心・快適に暮らすことができるよう、町営住宅の改修時にバリアフリー化を進めます。
居住支援サービス等の充実	地域での生活を支援するため、近隣市町との連携を図りながら、グループホーム等の居住支援サービスの充実を図ります。
住宅改修への支援	手すりの取り付けや段差の解消等、居宅における改修への支援に努めます。

③ 移動・交通手段の確保 重点(1)	
道路等交通環境の整備	歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等、交通環境の整備を進めます。
公共交通機関の整備	現在町内在住の65歳以上の高齢者を対象に1年券(15,000円)および半年券(7,500円)の購入により、使用期限内は赤ふんバスが乗り放題となるフリーパス制度の実証実験中であり、本格導入に向けて対象者の拡充・代金の変更等を検討しています。
移動支援体制の充実	高浜町社会福祉協議会が実施する福祉有償運送移送サービス、オンデマンドバスの「赤ふんバス」や地域生活支援事業である移動支援事業等の周知を図り、社会参加するにあたって活動が制約されることがないように移動支援体制の充実に努めます。

④ 選挙における配慮	
選挙情報の提供	点字による候補者情報の提供等障がい特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。
投票等における配慮の実施	自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、障がいのある人等に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。

⑤ 防犯・防災体制の推進	
地域防災体制の確立	民生委員・児童委員や各種団体、自治会等との連携体制づくりを進め、地域ぐるみの防災体制の確保を図ります。
災害時の避難支援体制の確立	避難行動要支援者へ制度の周知を図り、名簿情報提供の同意に向けた理解・促進を行います。また、災害時の避難・支援を実効あるものとするための個別支援計画の策定に取り組みます。
避難のための情報伝達	要援護者(要配慮者および避難行動要支援者)が円滑かつ安全に避難できるよう、避難勧告や避難指示の発令に先だって避難準備情報を発令し、避難行動に時間を必要とする人に早めの避難を促すとともに、迅速・的確な避難情報の伝達について、特に配慮します。 また、自然災害発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用する等、複数の手段を有機的に組み合わせます。

避難先での支援	<p>避難所等のバリアフリーに配慮するとともに、避難所等において必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援ができるよう、必要な体制の整備を促進します。</p> <p>また、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定を増やすとともに、災害発生時に介護・医療的ケア等の支援が円滑に実施できるよう、平常時においても指定された機関との連携に努めます。</p>
地域防犯体制の確立	<p>判断能力が不十分な人等の被害を未然に防ぐため、悪徳商法等についての情報提供等に取り組むとともに、苦情等に対する相談の充実に努めます。また、警察や区長会、その他関係機関等との連携のもと、地域ぐるみで防犯体制の確立をめざします。</p>
消費者相談の充実	<p>消費者被害の防止に向けた啓発に努めるとともに、電話やファックス、Eメール等での相談の受付や、相談員の障がい者理解促進のための研修会の開催等、障がいのある人の特性に配慮した相談業務の実施に努めます。</p>

⑥ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進 重点(1)

文化・芸術活動の推進	<p>障がいのある人や障がい者団体等による、文化・芸術活動への取り組みを支援します。また、講演会や文化・芸術活動等においては、手話通訳・要約筆記等のボランティアを派遣する等、参加しやすい環境づくりに努めます。</p>
障がい者スポーツの推進	<p>障がいがあっても気軽にスポーツ活動に取り組めるよう、情報提供や支援体制づくりに努めます。また、障がいのある人を含むすべての人が、容易に運動施設を利用できるよう、運動施設の整備・改善を図ります。</p>
気軽に集える場づくり	<p>障がいのある人もない人も公民館等を活用して気軽に集い、レクリエーションを行える場づくりに努めます。</p>

◆ 第5章 第6期障害福祉計画 ◆

1. 基本方針

(1) 訪問系サービスの充実

食事や入浴、外出等の日常生活を支援する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）について、事業の拡充や人材育成の推進等、サービス提供基盤の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

職業訓練や就労支援等、社会的自立に向けた活動を支援する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所）について、利用者にあわせた活動や訓練の場の確保に努めます。

(3) 地域生活支援事業の推進

障がいのある人が自立した日常生活を送る上で、一人ひとりの意思に可能な限り応えられるよう、相談支援体制の強化に努めるとともに、地域生活支援事業（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等）の充実を図ります。

(4) 地域生活移行の推進

障がいのある人に対する住まいの場や日常生活上の介護支援等を提供する居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助）については、増加するニーズに対応するため、支援体制の充実および他のサービスとの連携を含めた提供体制を推進します。

また、地域における生活に移行し、安定的な生活を送ることができるよう、相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）の充実を図ります。さらには、圏域での取り組みとして、地域生活支援拠点等の整備と機能の充実を図ります。

(5) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもの健やかな育みを支援する障害児福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置）について、医療的ケアを必要とする子どもへの支援事業と併せて、高浜町子育て世代包括支援センターや保育所等との関係機関が適切に連携した切れ目のない支援体制の構築に努めます。

(6) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(7) 依存症対策の推進

アルコール、薬物およびギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解および偏見を解消するための普及啓発等、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症患者等およびその家族に対する支援を行います。

2. 2023 年度(令和5年度)の数値目標

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	✓ 2019 年度（令和元年度）末時点の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ✓ 2023 年度（令和 5 年度）末時点の施設入所者数を 2019 年度（令和元年度）末時点の施設入所者数から 1.6% 以上削減することを基本とする。
------------	--

《目標設定の考え方》

地域移行者数については、2019 年度（令和元年度）末時点での施設入所者数は 24 人となっているため、本計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される人数を 2 人として設定します。

施設入所者数については、2019 年度（令和元年度）末時点での施設入所者数を踏まえ、本計画における目標値は、国の指針に基づいて 1 名減少とし 23 人として設定します。

指標	2019 年度 (令和元年度) 施設入所者数	2023 年度 (令和5年度) 目標
施設入所者の地域生活への移行者数	24 人	2 人
施設入所者数		23 人

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。 ✓ 2023年度（令和5年度）末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ✓ 精神病床における早期退院率に関して、入院後3カ月時点の退院率については69%以上、入院後6カ月時点の退院率については86%以上および入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。
------------	---

《目標設定の考え方》

本目標については、福井県が目標の設定を行うため、町では設定をしません。

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域生活支援拠点等について、2023年度（令和5年度）末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。
------------	---

《目標設定の考え方》

地域生活支援拠点等の整備については、現在広域的に整備することを検討中であり、2021年（令和3年）4月までに1か所設置します。

指標	2019年度 (令和元年度) 実績	2023年度 (令和5年度) 目標
地域生活支援拠点等の整備数	無	1か所

(4)福祉施設から一般就労への移行

国の 基本指針	✓ 2023年度（令和5年度）中に一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上にする。 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍以上 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍以上 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍以上
	✓ 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割が利用する
	✓ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：全体の7割以上とする

《目標設定の考え方》

福祉施設から一般就労への移行者数については、2019年度（令和元年度）末時点の移行者数は3人となっていますが、本計画における目標値は、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者4人、就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者1人、就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者1人の合算値である6人として設定します。

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合については、嶺南地域に就労定着支援事業を実施している事業所がないため、本計画中での整備は難しいと判断し、2023年度（令和5年度）時点では設定はしません。

指標	2019年度 (令和元年度) 実績	2023年度 (令和5年度) 目標
就労移行支援事業等※1を通じて一般就労に移行する者	3人	6人
うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者	3人	4人
うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者	0人	1人
うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者	0人	1人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者	—	無
就労定着支援事業の就労定着率※2	—	無

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

(5)相談支援体制の充実・強化等

新規

国の 基本指針	<p>✓ 2023 年度（令和5年度）末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。総合的・専門的な相談支援の項目では障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。</p>
------------	--

【目標設定の考え方】

基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備を進めていきます。

指標	2019 年度 (令和元年度) 実績	2023 年度 (令和5年度) 目標
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催 (回数/年)	-	1 回

(6)障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

新規

国の 基本指針	<p>✓ 2023 年度（令和5年度）末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</p>
------------	---

【目標設定の考え方】

障害福祉サービス等の質の向上を図るために研修や会議等に参加し、体制の整備を進めていきます。

指標	2019 年度 (令和元年度) 実績	2023 年度 (令和5年度) 目標
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加（人数）	-	1 人
障害自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施（回数）	-	1 回

3 障害福祉サービスの見込量

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとに、必要量の見込およびその見込量を確保するための方策を定めます。

(1) 訪問系サービスの見込量と確保方策

訪問系サービスは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」をさします。

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名	内容
居宅介護	障害支援区分1以上（児童はこれに相当する心身の状態）の人に、自宅で入浴・排泄・食事等の介助を行います。
重度訪問介護	障害支援区分4以上であって、二肢以上の麻痺等の重度の障がいがある等、常に介護が必要な人に、自宅で身体介護や家事援助、外出時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動・外出に著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上の人等が対象となります。
行動援護	障害支援区分3以上（児童はこれに相当する心身の状態）であって、知的または精神の障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、行動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6（児童はこれに相当する心身の状態）であって、意思疎通困難や四肢麻痺で寝たきり（気管切開・人工呼吸器使用者または最重度知的障がい者）等、常に介護が必要な人の中でも、特にその介護の必要性が高い場合に、居宅介護やその他複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

■見込量

サービス名	単位	2021年度	2022年度	2023年度
		(令和3年度) 見込	(令和4年度) 見込	(令和5年度) 見込
居宅介護	時間/月	95	95	95
	人/月	15	15	15
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

■サービス見込量の考え方

十分な供給量を見込んでおくことを前提とし、前期計画期間(2018年度(平成30年度)～2020年度(令和2年度))における実績で、2020年度(令和2年度)の利用量または3か年の平均利用量で多い方の利用量をベースとし、これまでの利用実績や障がいのある人の増減、人口推計による増加率を踏まえ、最大1人あたりの利用量とかけることで本計画におけるサービス見込量を算出しています。

居宅介護については、2019年度(令和元年度)から2020年度(令和2年度)にかけて利用人数は減少していますが、障がいのある人の高齢化を踏まえ、利用人数は横ばいになるものとして、サービス見込量を算出しています。

■見込量確保のための方策

町内および近隣市町の居宅介護事業所において、人員不足によりサービス提供の回数等が制限されている現状にあります。今後は、福祉人材の確保および育成が必要であり、人材の確保や資質向上のための研修や周知等を検討する必要があります。また、潜在的有資格者の参入促進のため就業説明会を開催して働きかける等、若狭地区障害児・者自立支援協議会や福井県等と連携して取り組みます。

(2)日中活動系サービスの見込量と確保方策

日中活動系サービスは、「生活介護」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所（ショートステイ）」があります。

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名	内容
生活介護	障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）で常に介護が必要な人に、施設での入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供等を行い、障がいのある人がいきいきとした生活を送れるよう支援します。
自立訓練 （機能訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人、また、特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障がいのある人に対し、自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人、また、特別支援学校を卒業し、継続した通院により、症状が安定している知的障がい、精神障がいのある人に対し、障がい者支援施設やサービス事業所において、入浴、排泄および食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。
就労移行支援	65歳未満の就労等を希望する人に、一定期間における生産活動、求職活動や職場体験等の機会の提供および就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行い、一般就労への支援を行います。
就労継続支援 （A型）	サービス利用開始時に65歳未満で、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、就労への訓練等の機会を提供し、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援 （B型）	次の人を対象として、就労に必要な訓練や生産活動の機会を提供し、就労への移行に向けた支援を行います。 ア. 就労経験がある人で、年齢や体力の面で企業等に雇用されることが困難となった人 イ. 就労移行支援や就労継続支援（A型）を利用した人で、企業等の雇用に結びつかなかった人 ウ. ア、イに該当しない人で、50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

サービス名	内容
療養介護	病院への長期入院による医療を必要とし、常時介護が必要な人であって、障害支援区分6の気管切開に伴う人工呼吸器を使用している人、障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重度心身障がいのある人を対象として、医療機関での機能訓練や療養上の管理・看護・介護を行います。
短期入所 (ショートステイ)	障害支援区分1以上（児童はこれに相当する心身の状態）の人に、短期入所サービスを提供し、介助者の介護負担の軽減を図り、介助者の疾病時や不在時に対応できるよう支援します。

■見込量

サービス名	単位	2021年度 (令和3年度) 見込	2022年度 (令和4年度) 見込	2023年度 (令和5年度) 見込
生活介護	人日/月	654	672	690
	人/月	36	37	38
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	21	21	31
	人/月	2	2	3
就労移行支援	人日/月	107	107	128
	人/月	5	5	6
就労継続支援 (A型)	人日/月	234	234	255
	人/月	11	11	12
就労継続支援 (B型)	人日/月	243	243	256
	人/月	18	18	19
就労定着支援	人/月	1	1	1
療養介護	人/月	1	1	2
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	33	33	36
	人/月	11	11	12

■サービス見込量の考え方

十分な供給量を見込んでおくことを前提とし、前期計画期間（2018年度（平成30年度）～2020年度（令和2年度））における実績で、2020年度（令和2年度）の利用日数または3か年の平均利用日数で多い方の利用日数をベースとし、これまでの利用実績や障がいのある人の増減、特別支援学校の卒業生の動向、地域移行者の状況を踏まえ、最大1人あたりの利用日数とかけることで本計画におけるサービス見込量を算出しています。

■見込量確保のための方策

生活介護や短期入所においても、居宅介護と同様に人材不足が深刻な問題となっております。訓練等サービスにおいては、就労移行支援を利用してもなかなか一般就労に結びつかないケースがあります。また、就労移行支援から一般就労された方が、長続きせずに再び就労移行支援を利用されるケースもあり、一般就労後のフォローや支援、就労先での理解の促進等が課題です。

こうした現状から福祉人材の確保および育成が重要であり、人材の確保や資質向上のための研修や周知等を実施します。また、潜在的有資格者等の参入促進のため就業説明会等を開催して働きかける等、若狭地区障害児・者自立支援協議会や福井県等と連携して取り組む必要があります。

就労支援については、嶺南障害者就業・生活支援センターひびきやジョブコーチ等、専門機関との連携等を強化し、ひとりでも多くの方が一般就労できるよう支援に取り組みます。

(3)居住系サービスの見込量と確保方策

居住系サービスは、「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」「自立生活援助」があります。

■居住系サービスの種類と内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障害支援区分1以下に該当する身体障がい（65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくは、これに準ずるものを利用したことがある人に限る。）、知的障がい、精神障がいのある人を対象に、地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人につき、主として夜間に共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。また対象については、障害支援区分2以上の人であっても、あえてサービスの利用を希望する場合、サービスを利用することが可能です。
施設入所支援	生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている人で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められている人、または地域の社会資源の状況やその他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴・排泄、食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

■見込量

サービス名	単位	2021年度 (令和3年度)見込	2022年度 (令和4年度)見込	2023年度 (令和5年度)見込
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	16	17	18
施設入所支援	人/月	24	23	23
自立生活援助	人/月	0	0	1

■サービス見込量の考え方

共同生活援助（グループホーム）については、これまでの利用動向を踏まえ、アンケート結果等のニーズを基に算出しています。

施設入所支援については、国の「施設入所者数」の数値目標の設定指針に従い、2023年度（令和5年度）末の施設入所者数を2019年度（令和元年度）末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本として、サービス見込量を算出しています。

自立生活援助については、施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行の流れを踏まえ、算出しています。

■見込量確保のための方策

グループホームの需要は高く、高齢で介護が必要となった親の家で暮らす利用者が50歳を過ぎてグループホームに入所するケースが増えています。しかし、ある程度自立度が高い利用者が入所できる傾向にあることから、利用希望があったとしても入所できるケースは限られています。また、施設入所者等における地域移行支援において、利用者の意向が確認できていない等、現状として進んでいないのが現実です。

そのため、グループホームの体験利用等の周知を行い、入所利用を促進していく必要があります。また、施設入所者等における地域移行支援において、地域移行や地域での定着を推進するため、地域生活支援や社会での居場所づくり等の継続的な支援を行うとともに、共同生活援助（グループホーム）や自立生活援助への移行を図り、施設入所者の削減に努めます。

(4)相談支援の見込量と確保方策

相談支援は、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」をさします。

■相談支援の種類と内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障がいのある人に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人で、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人やひとり暮らしへと移行した障がいのある人等で、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの多様な特性に起因して生じる緊急事態等に、常時、相談対応等の必要な便宜を供与します。

■見込量

サービス名	単位	2021年度 (令和3年度) 見込	2022年度 (令和4年度) 見込	2023年度 (令和5年度) 見込
計画相談支援	人/月	16	16	16
地域移行支援	人/月	0	1	2
地域定着支援	人/月	1	1	1

■サービス見込量の考え方

計画相談支援については、障害福祉サービスの利用において、サービス等利用計画の作成が前提となったことにより、すべての障害福祉サービス利用者数で見込んでいます。

地域移行支援については、国の「地域移行支援者数」の数値目標の設定指針に基づき、2023年度（令和5年度）末までに、2019年度（令和元年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本として、サービス見込量を算出しています。

地域定着支援については、町内での実績はありませんが、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行を勧奨し、本計画では1人を見込んでいます。

■見込量確保のための方策

施設入所者や精神科病院等での長期入院者において、地域生活移行について現状として進んでいないのが現実です。しかしながら、2020年（令和2年）4月より町内に新たに相談支援事業所が新規開設し、相談体制の充実に寄与しています。

今後も引き続き、障がいのある人の地域生活への移行において、多様なニーズに対応できるよう、若狭地区障害児・者自立支援協議会や基幹相談支援センター等と連携を図りながら、地域移行支援や地域定着支援の利用を促進していきます。

4 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がいのある人および障がいのある子どもが地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携を図りながら実施する事業です。市町村が行う必須事業として、「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「手話奉仕員養成研修事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」があります。

■サービス見込量の考え方

次の①～⑩の事業については、2018年度（平成30年度）からの利用実績により、過去の伸び率を基に今後のサービス見込量を算出しています。

① 理解促進研修・啓発事業

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等への理解を深める研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

■見込量

事業名	単位	2021年度 (令和3年度) 見込	2022年度 (令和4年度) 見込	2023年度 (令和5年度) 見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

■見込量確保のための方策

アンケート調査結果での障害者差別解消法における認知度において、「法の名称も内容も知らない」と回答した人が全体の半数以上に上ることを踏まえ、当法律についての理解や周知の徹底に取り組みます。併せて、障がいの特性や障がいのある人への理解を深める教室や講演会の開催、地域住民の事業所訪問、ホームページやパンフレット等を用いた広報活動等、地域住民に対する理解促進と意識啓発に努めていきます。（ヘルプマークの普及啓発および理解促進に対する周知等）

② 自発的活動支援事業

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

■見込量

事業名	単位	2021年度 (令和3年度) 見込	2022年度 (令和4年度) 見込	2023年度 (令和5年度) 見込
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

■見込量確保のための方策

若狭地区障害児・者自立支援協議会の生活支援部会等を活用し、障がいのある人やその家族が情報交換できる交流活動への支援、ボランティアや見守り活動を通して、より多くの地域住民や関係団体が事業に積極的に参加できるよう努めます。

③ 相談支援事業

事業名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人や障がいのある子どもの保護者または障がいのある人等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター等 市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を配置することにより、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	障がいのある人が、保証人がいない等の理由により、賃貸契約による一般住宅等への入居が困難な場合に、入居に必要な調整等に係る支援を行い、障がいのある人の地域生活を支援します。

■見込量

事業名	単位	2021年度 (令和3年度) 見込	2022年度 (令和4年度) 見込	2023年度 (令和5年度) 見込
障害者相談支援事業	か所	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有

■見込量確保のための方策

引き続き、障がいのある人の自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるように、基幹相談支援センター等での様々な障がい種別に対応した総合的な相談支援の充実に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	第3期高浜町地域福祉計画内に位置づけられる高浜町成年後見制度利用促進基本計画に基づき、判断能力が十分でない人や将来の判断能力の低下に不安を抱く人の権利や財産等を保護するため、財産管理に関する法律行為や福祉サービスの契約等の身上監護に関する法律行為をサポートする成年後見制度について、法定後見の審判等の申立て等について支援します。

■見込量

事業名	単位	2021年度 (令和3年度) 見込	2022年度 (令和4年度) 見込	2023年度 (令和5年度) 見込
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	1

■見込量確保のための方策

基幹相談支援センターや相談支援事業所等との連携を図り、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度における利用支援の内容等、事業の周知を図ります。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な経営のための組織体制の構築等を行います。

■見込量

事業名	単位	2021年度 (令和3年度) 見込	2022年度 (令和4年度) 見込	2023年度 (令和5年度) 見込
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

■見込量確保のための方策

成年後見制度法人後見支援事業において、体制の整備を進めるため若狭地区障害児・者自立支援協議会や福井県等と連携して取り組みます。

⑥ 意思疎通支援事業

事業名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思の疎通を図ることに支障がある聴覚障がいのある人のために、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援による社会参加の促進を図ります。また手話通訳技能を有する者を配置し、相談や情報提供の支援を行います。

■見込量

事業名	単位	2021年度 (令和3年度)見込	2022年度 (令和4年度)見込	2023年度 (令和5年度)見込
意思疎通支援事業	人/年	0	0	1

■見込量確保のための方策

引き続き必要なサービス提供体制を確保するとともに、事業の周知を図り、サービス利用の促進に努めます。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	住民を対象に、聴覚障がいのある人の生活や関連する福祉制度の理解を深め、日常生活で必要な手話技術の習得により手話奉仕員を養成し、聴覚障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

■見込量

事業名	単位	2021年度 (令和3年度)見込	2022年度 (令和4年度)見込	2023年度 (令和5年度)見込
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	1

■見込量確保のための方策

現在町内にはないサービスですが、福井県が実施する手話奉仕員養成講座の開催案内等、手話奉仕員の養成に向けた支援に努めます。

⑧ 日常生活用具給付等事業

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	特殊寝台やストーマ装具等の日常生活用具の給付や貸与により、在宅重度障がい者の家庭における生活の不便を解消し、自立の促進と家族の介護負担の軽減を促進します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の障がいのある人の身体介護を支援する用具、並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人および介助者が容易に使用できるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用できるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の排泄管理を支援する用具、並びに衛生用品のうち、障がいのある人等が容易に使用することができるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具のうち、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■見込量

事業名	単位	2021年度 (令和3年度) 見込	2022年度 (令和4年度) 見込	2023年度 (令和5年度) 見込
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	241	241	241
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1

■見込量確保のための方策

引き続き、日常生活用具に関する情報の周知を図るとともに、障がいの特性にあわせた適切な給付に努めます。

⑨ 移動支援事業

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人のうち、障害福祉サービスの同行援護、行動援護、重度訪問介護の対象でない人に対して、社会生活において必要不可欠な外出や余暇活動等の外出のための支援を行い、地域での自立した生活と社会参加を促進します。

■見込量

事業名	単位	2021年度 (令和3年度) 見込	2022年度 (令和4年度) 見込	2023年度 (令和5年度) 見込
移動支援事業	時間/年	12	12	12
	人/年	2	2	2

■見込量確保のための方策

引き続き、多様な障がいに対応できるよう、各事業所のヘルパー等に技術養成研修への参加を働きかける等、ヘルパー技術の向上を図るとともに、移動支援事業内容についての周知を行います。

⑩ 地域活動支援センター事業

事業名	内容
基礎的事業	通所による創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等を図り、障がいのある人の地域での自立した活動を促進します。
機能強化事業	基礎的事業に加えて、事業の機能を強化するため、必要に応じて次の事業を行います。 I型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発等の事業を実施します。 II型：雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 III型：小規模作業所としての運営実績がおおむね5年以上で、一定の資格要件を満たしている事業所において、企業等への就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、自立に必要な日中活動の場を提供し、自立更生を促進します。

■見込量

事業名	単位	2021年度 (令和3年度) 見込	2022年度 (令和4年度) 見込	2023年度 (令和5年度) 見込
基礎的・機能強化事業	か所	1	1	1
	人/年	3	3	3

■見込量確保のための方策

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等様々な役割を担う事業であることから、引き続き、安定的な運営と活動の場の確保に向けた支援を行います。

(2) 任意事業の見込量と確保方策

本町では任意事業として、「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」を行っています。

■サービス見込量の考え方

次の①、②の事業については、2018年度（平成30年度）からの利用実績により、過去の伸び率を基に今後のサービス見込量を算出しています。

① 訪問入浴サービス事業

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	家庭における入浴が困難で、障害福祉サービスによる家庭での入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の障がいのある人等に対して、定期的な入浴サービスを実施し、障がいのある人等の衛生的で快適な日常生活の確保と家族等の介護負担の軽減を図ります。

■見込量

事業名	単位	2021年度 (令和3年度) 見込	2022年度 (令和4年度) 見込	2023年度 (令和5年度) 見込
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1

■見込量確保のための方策

引き続きサービスを安定的に提供できるよう、サービス事業者との連携や利用者のニーズ把握に努めます。

② 日中一時支援事業

事業名	内容
日中一時支援事業	日常的に在宅で介護している家族の介護負担の軽減および就労支援につなげることを目的として、障がいのある人に対して日中活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行うとともに、送迎サービスを行います。

■見込量

事業名	単位	2021年度 (令和3年度) 見込	2022年度 (令和4年度) 見込	2023年度 (令和5年度) 見込
日中一時支援事業	人/年	9	10	11

■見込量確保のための方策

利用目的や障がいの状況、ニーズ等が多様化し、利用者の増加が見込まれます。引き続き必要なサービス提供体制を確保するとともに、多様なニーズに対応できるよう利用者とその家族の支援を行っていきます。

◆ 第6章 第2期障害児福祉計画 ◆

1 2023年度(令和5年度)の数値目標

(1) 障がいのある子どもへの支援提供体制の整備等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2023年度(令和5年度)までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合圏域での設置) ✓ 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ✓ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ✓ 各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
------------	--

≪目標設定の考え方≫

児童発達支援センターについては、町内に該当する事業所はなく未設置ですが、小浜市内にある小浜市母と子の家児童発達支援センターにおいて、広域利用が可能となっています。

保育所等訪問支援については、現在町内に事業所があり、今後も利用ニーズを把握しながら、より利用しやすい体制の整備に努めます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保については、今後も利用ニーズを把握しながら、より利用しやすい体制の整備に努めます。

医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、現在該当する協議体はありませんが、2023年度(令和5年度)末までに関係機関において構成される協議の場の設置や医療的ケア児コーディネーターの配置を整備します。

指標	2019年度(令和元年度)実績	2023年度(令和5年度)目標
児童発達支援センターの設置	無	1か所
保育所等訪問支援の充実	有	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	無	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	無	有
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	無	1人

2 障害児福祉サービスの見込量

(1) 障害児福祉サービスの見込量と確保方策

障害児福祉サービスは、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童発達支援」「障害児相談支援」「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」をさします。

■障害児福祉サービスの種類と内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある子どもの放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問 支援	保育所等を現在利用中の障がいのある子ども、または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人および当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童 発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がいのある子ども等であって、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療型児童発達 支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいのある子どもに対する児童発達支援および治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障がいのある子どもを対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーター の配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込量

サービス名	単位	2021年度 (令和3年度) 見込	2022年度 (令和4年度) 見込	2023年度 (令和5年度) 見込
児童発達支援	人日/月	64	72	80
	人/月	8	9	10
放課後等 デイサービス	人日/月	300	310	320
	人/月	30	31	32
保育所等訪問支援	人日/月	15	15	15
	人/月	3	3	3
居宅訪問型児童 発達支援	人日/月	0	0	4
	人/月	0	0	1
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	10	11	12
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネ ーターの配置	人/年	1	1	1

■サービス見込量の考え方

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、障がいのある子どもの増加傾向を踏まえ、サービス見込量を算出しています。

■見込量確保のための方策

町内に2か所の事業所（放課後等デイサービスおよび児童発達支援2か所、保育所等訪問支援1か所）があり、サービス支援体制の充実が図られてきました。利用児童数においても2017年度（平成29年度）と比べると大幅に増加しています。

居宅訪問型児童発達支援等については、事業所の確保を進めるとともに、ニーズ対象者への事業の周知を図る必要があります。

医療的ケア児については、現在対象となる児童がいないこと、また、医療的ケア児コーディネーター養成研修において、県の研修参加者数に限りがあり、受講が難しいこと等からコーディネーターの配置や協議の場の設置が進んでいないのが現状です。

今後は、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置について、対象となる医療的ケア児の把握に努めつつ、協議の場の設置と併せて体制の整備を進めていきます。

また、子育て支援の基幹となる高浜町子育て世代包括支援センター「kurumu」と連携し、障がいのある子どもが保育所や学校等で集団生活を送ることができるよう、教育・保育の提供体制の確保に努め、就学前より相談・療育指導・各種専門療法・リハビリテーション等のサービスが利用できるよう、児童発達支援等の療育提供体制の充実を図ります。

◆ 資料編 ◆

1. 高浜町福祉3計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭22年法律第164号）第33条の20に基づく障害児福祉計画並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するため、高浜町福祉3計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者基本計画及び障害者福祉計画・障害児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- (4) その他計画の策定に関して必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 高浜町議会議員
- (4) 住民代表者
- (5) 町職員
- (6) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定完了までとする。

4 任期満了前に退任した委員の補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により選出された委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会の設置)

第6条 委員会の補助機関として、次に掲げる部会（以下「各部会」という。）を設置し、部会の区分に応じて審議及び、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1) 地域福祉計画部会 地域福祉計画の策定に関すること。
 - (2) 障害者福祉計画部会 障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に関すること。
 - (3) 高齢者福祉計画部会 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- 2 各部会に、部会長及び副部会長を1名置く。
 - 3 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 障害者福祉計画部会の部会長及び高齢者福祉計画部会の部会長は、地域福祉計画部会の委員を兼ねる。
 - 6 地域福祉部会の部会長は、委員会の委員長を兼ねる。

(報告)

第7条 委員長は、第2条に規定する任務が完了したときは、その成果を速やかに町長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び各部会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和2年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和3年3月31日に限り、その効力を失う。
- 3 第5条の規定に関わらず、この要綱に基づき最初に開催される委員会は町長が招集する。

2. 高浜町福祉3計画策定委員会委員名簿

高浜町福祉3計画策定委員会委員名簿

No.	所属機関等	役職等名	委員名	備考
1	高浜町民生委員児童委員協議会	会長	下部 啓子	副委員長 地域福祉計画部会 副部会長
2	社会福祉法人 高浜町社会福祉協議会	事務局次長	田淵 誉	障害者福祉計画部会 部会長 地域福祉計画部会
3	高浜町老人クラブ連合会	会長	山下 孝之	地域福祉計画部会
4	高浜町身体障害者福祉協会	副会長	神原 道雄	障害者福祉計画部会
5	特定非営利活動法人 おひさま	理事長	小島 真弓	障害者福祉計画部会
6	特定非営利活動法人 福祉ネットこうえん会 実施事業所：相談支援センター 若狭ねっと	管理者	村上 美恵子	障害者福祉計画部会
7	ハートフルサポート cocomado	嶺南エリア マネジャー	西村 俊介	障害者福祉計画部会
8	高浜ケアサポート	代表取締役	山本 勝則	高齢者福祉計画部会 副部会長
9	居宅介護支援事業所 和	介護支援 専門員	小幡 真宏	高齢者福祉計画部会
10	和田地区 在宅介護支援センター	介護支援 専門員	栗駒 典子	高齢者福祉計画部会
11	居宅介護支援グッとサポート	主任介護 支援専門員	細川 智洋	高齢者福祉計画部会
12	高浜町地域包括支援センター	主査 (保健師)	中川 逸子	高齢者福祉計画部会
13	独立行政法人 地域医療機能 推進機構 若狭高浜病院	理学療法士長	野瀬 啓一郎	高齢者福祉計画部会
14	福井県高浜町国民健康保険 和田診療所	所長	細川 知江子	地域福祉計画部会
15	高浜町子育て世代包括支援 センター「kurumu」	主査 (保健師)	畑中 美優寿	地域福祉計画部会
16	住民代表		山中 義和	高齢者福祉計画部会 部会長 地域福祉計画部会
17	住民代表		田中 温子	障害者福祉計画部会
18	高浜町議会	議員	松岡 茂和	委員長 地域福祉計画部会 部会長
19	高浜町議会	議員	廣瀬 とし子	障害者福祉計画部会 副部会長
20	高浜町議会	議員	渡邊 孝	高齢者福祉計画部会

高浜町福祉3計画策定委員会(障害者福祉計画部会)名簿

No.	種別	所属機関等	委員名	備考
1	福祉関係者	高浜町社会福祉協議会	田淵 誉	部会長
2	福祉関係者	高浜町身体障害者福祉協会	神原 道雄	
3	福祉関係者	NPO 法人おひさま	小島 真弓	
4	福祉関係者	相談支援センター若狭ねっと	村上 美恵子	
5	福祉関係者	ハートフルサポート cocomado	西村 俊介	
6	住民代表者	一般公募	田中 温子	
7	高浜町議会議員	高浜町議会	廣瀬 とし子	副部会長

3. 計画の策定経過

開催（実施）事項 期日	内容
第1回 高浜町福祉3計画策定委員会 令和2年6月29日（月）	1 福祉3計画についての説明（福祉3計画策定の目的、概要等） 2 今後のスケジュールについて
第1回 障害者福祉計画部会 令和2年6月29日（月）	1 障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定の趣旨について 2 アンケート調査について 3 今後のスケジュールについて
アンケート調査の実施 令和2年7月15日（水）～令和2年8月4日（火）	
第2回 障害者福祉計画部会 令和2年8月4日（火）	1 高浜町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（現計画）の現状・課題分析等
第3回 障害者福祉計画部会 令和2年10月7日（水）	1 アンケート調査の集計結果報告 2 骨子案について
第2回 高浜町福祉3計画策定委員会 令和2年11月16日（月）	1 各計画素案について ①第3期高浜町地域福祉計画 ②高浜町障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 ③第9次高浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 2 パブリックコメントについて
第4回 障害者福祉計画部会 令和2年11月16日（月）	1 計画素案について
パブリックコメントの実施 令和3年1月6日（水）～令和3年1月20日（水） ※パブリックコメントについては、1人の方から3件の御意見をいただきました。	
第5回 障害者福祉計画部会 令和3年2月3日（水）	1 計画原案について （パブリックコメントの結果、内容の決定等）
第3回 高浜町福祉3計画策定委員会 令和3年2月3日（水）	1 パブリックコメントの実施結果について 2 計画案（最終案）の内容確認について ①第3期高浜町地域福祉計画 ②高浜町障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 ③第9次高浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
高浜町障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 町長への報告 令和3年2月18日（木）	

高浜町障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発行：高浜町

発行年月：2021年(令和3年)3月

編集：高浜町 保健福祉課 福祉グループ 障がい福祉係

〒919-2201 福井県大飯郡高浜町和田 117-68

高浜町保健福祉センター内

TEL:(0770)72-5887

FAX:(0770)72-6109